

本日の発表内容の概要

(逢初川土石流災害に係る「行政手続き確認作業チーム」
による確認結果（県の行政手続き）等について)

令和3年10月18日（月）14時30分～

静岡県副知事 難波 喬司

1 土石流発生箇所及び周辺の7つの土地改変行為に係る 県の行政手続きについて（盛土が造成された経緯を含む）

<概要資料>

資料1 ①区域 熱海市逢初川源頭部の盛土の造成状況	1
資料①-1 土の採取等計画届出書	22
資料①-2 区域図	33
資料①-3 土の採取等変更届出書	34
資料①-4 A社の計画盛土量の問題点	39
資料①-5 写真集	43
資料2 ②区域 熱海市逢初川源頭部付近の太陽光発電施	57
資料3 ③区域 熱海市逢初川源頭部南西側隣接地の緊急伐採	61
資料4 ④区域 熱海市逢初川源頭部北側隣接地の宅地造成	65
資料5 ⑤区域 熱海市逢初川源頭部北東側隣接地の宅地造成	73
資料6 ⑥区域 熱海市逢初川源頭部北西側の産業廃棄	78
資料7 ⑦区域 熱海市逢初川源頭部南西側隣接地の土砂投棄	86
参考資料1 盛土造成関係法令関係図、関係法令抜粋	89

2 第三者による検証について

資料8 概要図	94
---------	----

①区域 熱海市逢初川源頭部の盛土の造成状況

1 概要

- ◎2006年9月20日、土地改変行為の前の状態。(写真1)
- ①2006年9月21日、前土地所有者A社が土地を取得。
- ②2007年3月9日、A社が、市へ、県土採取等規制条例(以下「土条例」という。)に基づく「土の採取等計画届出書」の提出を行い、市が受理。
(工期限：2008年4月8日) (資料①-1届出書)
- ③2007年4月27日、市から県へ、A社が林地開発許可違反となる1haを超える開発行為が行っている旨の通報。
- ④2007年5月2日、県東部農林がA社から事情聴取。2箇所合計で1haを超える開発計画。1haを超える場合は林地開発許可が必要であることを説明。
(資料①-2区域図)
- ⑤2007年5月22日、県東部農林、市が、A社に対し、林地開発許可違反(疑い)に係る事情聴取。沢の本流流末に転石積の土留、その20m上流に丸太組転石の土留の設置を確認。(写真2)
- ⑥2008年1月21日、A社が、県、市へ盛土計画を説明。土石流が流れないように、しっかり施工すると説明。
- ⑦2008年8月7日、県指導の林地開発許可違反の是正が完了。
- ⑧2008年8月12日、県東部農林、県熱海土木、市が、A社に対し、開発計画について指導。(写真3：2008.12.12)
- ⑨2009年6月頃、既に条例の届出の工期限(2008年4月8日)が切れていたが、変更の手続きがされないまま、土砂の搬入が行われていることが判明。このため、市は、工期、工法について、変更の手続きを行うようA社を指導。
- ⑩2009年10月8日、伊豆山港や逢初川河口部で土砂流出によるにごりが発生したため、同9日、県熱海土木が上流部を調査。残土処理がずさんに行われていることを確認。(写真4)
- ⑪2009年11月4日、県熱海土木、県東部農林、市は、今後の対策を協議。同11月13日、市は、工期、工法について変更の手続きを行うよう、A社に文書指導。
- ⑫2009年12月9日、A社が、「土の採取等変更届出書」(第1回)を提出。
(工期限：2008.4.8→2010.4.8 工法：ロックフィル→土堰堤。現場責任者D社→E社) (資料①-3)
- ⑬2010年3月23日、A社が、市へ、土の採取等変更届出書(第2回)を提出。
(工期限：2010.4.8→2010.7.8)
- ⑭その後、工期限(2010年7月8日)を過ぎても完了届が提出されず、土砂の搬入が続いた。
- ⑮2010年8月、市から県へ、現場に木くずが埋まっているとの情報提供があり、現地調査。木くずの混入を確認したため、県東部健康福祉センターが指導。木くず混じりの土砂の搬入者はF社。同年11月19日に現場から撤去したことを確認。(写真5)
- ⑯2010年9月17日と10月8日に、市は、A社に対し、工事中止と完了届の提出をするよう文書指導。(この頃、しばしば斜面の崩壊が発生。)
(写真6：2010.10.7) (写真7：2010.11.2)
- ⑰2010年11月4日、市にA社とD社が来所。もっと土砂を搬入したいと申し立て。市は搬入を認めない方針。

- ⑱2011年2月、土地所有者がA社からC者に変更。
- ⑲2011年5月、県熱海土木、県東部健康福祉センター、市、前土地所有者A社、現土地所有者C者の関係者が集まり、今後の対応について協議。県、市が、産廃の適正処分、防災工事の実施などを指導した。
- ⑳2011年7月12日、A社が、市に、土の採取等変更届出書（第3回）を提出。
（工期：2010.4.8～2010.7.8→2011.7.13～2011.8.15）
- ㉑その後、A社等により法面の整形が行われたが、その後も崩落は発生。
（写真8）（写真9）
- ㉒2012年10月、県東部健康福祉センターが現土地所有者C者から聴取。
C者：現場は、土砂流出防止工事、市水道施設上部土砂流出防止工事、宅地造成工事、グラウンド造成工事を順次行う。
- ㉓2013年1月、C者から、県東部健康福祉センター所長宛に書面が提出された。
「逢初川源流上部土地崩落法面の修復工事等については、現土地所有者として、善意をもって解決する覚悟である。」旨の記載あり。
- ㉔2014年8月1日、D社O氏が、県東部健康福祉センターに来訪。
O氏：現場はこれまで2回土砂すべりを起こしている。自分は防災工事のために3回現場に入っているが、賃金の支払いがないので途中で引き上げた。
- ㉕2015年4月16日、報道機関の記者が、県東部健康福祉センターに来所し、前土地所有者の不法投棄について県が動かないのは行政の怠慢と指摘。
- ㉖2013年4月以降、県東部健康福祉センターが、新たな廃棄物の不法投棄が発生していないか等の確認のため、継続的に現地調査を実施している。
- ㉗2021年6月30日に同センターが現場確認した際の現場は写真10のとおり。



関係者一覧

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者
B社	盛土造成実行行為者
C者	現土地所有者

D社	土採取等規制条例届出書 現場責任者 (2007. 3. 9～) ④区域の林地開発許可の施工者 ⑥区域のコンクリートがら搬出元の現場請負者
E社	土採取等規制条例届出書 現場責任者 (2009. 12. 9～) B社=E社
F社	木くず混じりの土砂の搬入者
G社	土砂の搬出元 (の一人)
H社	(赤井谷) 出入り業者
I社	④区域の開発者
J社	前土地所有者へ解体工事費用を貸し付けた者
K社	現土地所有者が経営するグループ会社
L社	現土地所有者が経営する建設部門のグループ会社

2 経緯

日付	内容	引用文書
2006. 9. 20	逢初川源頭部では土地改変行為は行われていない。木や草が繁茂している。 (写真1)	
2006. 9. 21	前土地所有者A社が、当該地を含む土地を取得 (35万坪、約120ha)。	登記情報
2006. 10. 2	A社が、市に県風致地区条例に基づく風致地区内行為許可申請書を提出。	A001
2007. 3. 9	A社が、市へ、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等計画届出書」を提出。(面積9,446㎡、盛土量36,276㎡、工期:許可日から12ヶ月、現場責任者:D社) (資料①-1届出書) (県の注釈)届出書には、将来は標高300m-450mまで盛土がされる可能性がある図が示されている。2007. 5. 2のA社からの聞き取り結果から推定すると、まずは、その内、第1堰堤の部分についてだけ実施し、将来はその堰堤を埋め殺す形で大規模な盛土を行い、宅地造成する計画だったと推定される。第1堰堤の計画図では、ロックフィル堤体が標高350m-380mに設置され、その上に標高400mまで盛土される計画となっている。 (資料①-2区域図)	A002
2007. 4. 9	市が、県土採取等規制条例に基づく土の採取等計画届出書を受理。災害防止等について附帯条件を付した。	A003
2007. 4. 12	市は、A社に対し、県風致地区条例に基づく風致地区内行為について許可を通知。	A004
2007. 4. 27	市から県東部農林事務所へ、森林法第10条の2(林地開発許可)の許可を得ないで1haを超える開発行為が行われている旨の通報。	A005
2007. 5. 2	県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反(疑い)に係る事情聴取を実施。隣接2箇所の合計で1haを超える開発を行う計画とのことから、1haを超える場合は、林地開発許可が必要と説明。35万坪の内、8万坪について宅地造成の開発計画を進めているとのこと。	A006
2007. 5. 22	県東部農林事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反(疑い)に係る現地調査・現地指導を実施。 ・森林改変面積が概算で1haを超えていることを確認。 ・沢の本流の流末に転石積土留を施工中で、その20mほど上流に丸太を組んで転石を配置した土留柵が設置。これ以外に土砂の押さえはないこと	A008

	<p>を確認。</p> <p>・行為の中止、改変区域の求積を口頭指導。 (写真2)</p>	
2007. 5. 29	<p>県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反(疑い)に係る土地の現地調査・現地指導を実施。</p> <p>・改変区域の求積図の提出及び責任者による防災対策に係る詳細な説明の実施を口頭指導。</p>	A011
2007. 5. 31	<p>県東部農林事務所は、A社に対し、当該行為が林地開発許可違反と判断し、森林法に基づき、土地改変行為の中止、土地の形質変更面積の実測・求積図の提出、復旧計画書の提出を文書指導。(森林法10条の2第1項)</p> <p>(資料①-2区域図)</p>	A012
2007. 6. 5	<p>県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。</p> <p>・開発行為の中止、改変区域の求積、復旧計画書の作成及び土砂流出防止対策(応急対策の実施)を口頭指導。</p>	A014 A015
2007. 6. 7	<p>県土地対策室、県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が打合せ。</p> <p>(市)</p> <p>・下流流下能力が1/1ないので開発できないことは、市から業者に伝えてある。</p> <p>今回の盛りこぼした土は絶対に撤去させる考え。ただ、最終的には開発を止めることはできないと考えており、しっかりとしたものを造らせようという考え。</p> <p>(県土地対策室)</p> <p>・今の時点では開発行為になっていないため、都市計画法ではものが言えない。</p> <p>・業者に対し、逢初川の上流で土を動かしているようだが事情を聞かせてもらいたいとして、協議をもってはどうか。その際には、下流流下能力が1/1ないので河川を改修しなければ開発ができないことを、県から業者にはっきり伝える。</p>	A016
2007. 6. 27	<p>県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。</p> <p>・法尻に丸太柵工が設置されていることを確認。</p> <p>・土砂を盛りこぼした法面は不安定土を除去。除去した土砂は、セメント安定処理で固定。</p> <p>・改変区域の求積図及び復旧計画書の提出を口頭指導。</p> <p>・転石積みで高さのある堰堤を設置するのは、崩壊した場合に危険。転石積みの護岸を法尻に配置すれば護岸浸食の防止が図られる。沢本流に丸太等で土留工を設置することにより、不安定土砂の固定を図る。</p> <p>(県の注釈) 上記の指導は、あくまで、無届出伐採や土砂の盛りこぼしで不安定な斜面からの土砂の崩落を防ぐためのものとして農林事務所が指導。盛り土の崩落を防ぐためのものではない。</p>	A017
2007. 7. 13	<p>県東部農林事務所、市が、林地開発許可違反に係る現地調査を実施。</p> <p>・法面への種子吹付の施工を確認。</p> <p>・溪流部への丸太積土留柵の施工を確認。</p>	A018
2007. 9. 10	<p>県東部農林事務所が、林地開発許可違反に係る現地調査を実施。</p>	A020

2007. 10. 12	県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。 ・ A社から提出のあった求積図について現地確認。形質変更した部分については、すべてを求積するよう補正指導(口頭)。	A022
2007. 10. 25	県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。 ・ 補正された求積図について現地確認、再補正指導(口頭)。	A024
2008. 1. 21	A社が、市まちづくり課、県東部農林事務所、県熱海土木事務所に対し、盛土にあたり事業説明を行った。 A社：赤井谷の自社敷地に盛土する。6,000 m ² くらい。伊豆山の他の敷地から土を移す。一部神奈川県からも土砂を運ぶ。 市：土採取の堤体が大きすぎて非現実的と指摘。 熱海土木：土石流が心配。 A社：今は当初の届出のとおりいく。開発の形が見えてきたら届出し直す。まじめに地元に説明する。工程は写真に撮って管理する。土石流が流れないようにしっかりと施工する。	A029
2008. 1. 24 2. 22 3. 7	県東部農林事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。 ・ 補正された求積図について現地確認、再補正指導(口頭)。 ・ 復旧計画の提出を口頭指導。 ・ 復旧計画の内容について口頭指導。(復旧として行う植栽が必要な範囲と植栽方法など) ・ 違反の面積(転用区域)は、約1.7ha。(資料①-2)	A030 A032 A036
2008. 4. 8	県土採取等規制条例の「土の採取等計画届出書」の工事期限終了。	—
2008. 4. 22 4. 25	県東部農林事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。 ・ 求積図の軽微な補正を口頭指導。 ・ A社から県東部農林事務所に、林地開発許可違反に係る復旧計画書の案が提出される。	A041 A042 A043
2008. 4. 28	A社が、県東部農林事務所に、林地開発許可違反に係る復旧計画書及び報告書を提出。 復旧面積：1.2329ha 復旧計画の内容(木柵、堰堤等の土砂流出防止工(施工済)、植栽、種子吹付)	A046
2008. 4. 30	県東部農林事務所は、A社から2008.4.28付け提出された復旧計画書を受理。	A047
2008. 7. 28	A社が、県東部農林事務所に、森林法に基づく復旧工事完了報告書(2008年7月25日付け)を提出。 ・ 復旧工事完了日：2008年7月10日 ・ 復旧工事内容：苗木の植栽、種子吹付、(防災工事)	A048
2008. 8. 5	県東部農林事務所及び市は、A社に対し、2008年7月25日付け復旧工事完了報告書に基づき、復旧工事の完了を現地確認。 ・ マツ苗木の植栽及び種子吹付の実施を確認。	A049
2008. 8. 7	2007年5月31日の県指導の林地開発許可違反の是正が完了。(森林法10条の2第1項)復旧工事完了報告書の受理をA社へ通知。	A050

	<p>(県の注釈) A社は、2007年3月9日、県土採取等規制条例に基づく届出を行い、2008年4月8日までの工期限で市が届出を受理している。しかし、林地開発許可違反のため、盛土工事に着手できなかつた。</p> <p>2008.8.7の林地開発許可違反の是正の完了により、その後、A社は必要な行政手続を経れば、改めて開発行為が可能となった。必要な手続としては、土条例の届出の工期延長(すでに2008年4月8日で工期は終了)、森林法に基づく伐採届出の提出等である。</p>	
2008. 8. 12	<p>県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社から、今後の開発計画を聞き取り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社：小田原の現場で生じた残土約1万m³を赤井谷で処理したい。1ha未満にする。将来的には宅地として販売する。 ・ 県東部農林事務所から以下の指導。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1haを超える開発であれば、林地開発許可が必要である。2度目の違反行為にならないようにしなければならない。 ・ 逢初川の流下能力の問題を解決し、全体計画で考えて欲しい。 	A052
2008. 12. 12	<p>県防災ヘリコプターからの写真 (写真3)</p>	—
2009. 1. 19	<p>A社から県東部農林事務所に対し、「赤井谷への工事に着手することになった」旨の報告。</p>	A055
2009. 1. 21	<p>A社、市、県東部農林事務所、県熱海土木事務所が今後の残土処理について協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県東部農林事務所は、「再度の林地開発許可違反は許されない。将来林地開発許可を得ようとする場合は、防災計画を大きく見直さなければならない」旨説明。 ・ 県熱海土木事務所は、逢初川の土砂流出を懸念。万全な対策を依頼。 ・ A社は、「県や市に絶対迷惑がかからないようにする。面積が1haを超えることはない。当面の量は3,000m³~5,000m³程度。」と回答。 ・ 市は、工期延長を認める。 	A056 A057
2009. 2. 5	<p>盛土箇所隣接地に野積みされているコンクリートガラについて、市、県東部健康福祉センター、県東部農林事務所が現地調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリートガラのほか、布団、クッション等の野積みを確認。 	A059
2009. 2. 13	<p>盛土箇所隣接地に野積みされているコンクリートガラについて、市、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、県東部農林事務所が、A社に対し、事情聴取及び指導を実施。</p>	A060
2009. 2. 27	<p>盛土箇所隣接地に野積みされているコンクリートガラについて、市が県東部農林事務所に対し、測量結果等を報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全面積は、1,220m²、うち森林に係る部分は約600m²。 ・ この測量結果を基に、A社に対し、(伐採)届出の指導を行う。 	A061
2009. 4. 21	<p>A社が、④区域の奥に計画しているヘリポート等の開発計画について、県東部農林事務所、市、A社が打ち合わせ。</p> <p>東部農林：A社と④区域の開発者I社は、別会社と言わざるを得ない。D工区(④区域の一部)との一体性を問うのは困難。ヘリポート等は7,000m²単独の開発行為で、伐採届となる。</p>	A062
2009. 6. 19	<p>市から県東部農林事務所に対し、「最近A社が赤井谷に残土搬入している」旨の情報提供あり。</p>	A066

2009. 6. 21	<p>県東部農林事務所、市が、現地調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤井谷において、伐採届の提出なく残土搬入がされていることを確認。 ・土の搬入は小田原の業者。残土場として当地を提供して処分料を受け取り、他の開発に費用を回している。 ・県東部農林事務所から市に対し、現時点では、1ha未滿で小規模林地開発の範疇であるため、小規模林地開発制度等に基づき適切に指導するよう伝達。 	A067
2009. 7. 2	<p>県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社及び盛土造成実行行為者B社から残土処分計画を聴取。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採届を提出せずに伐採及び造成工事を行っていることを確認。県東部農林事務所から、工事の中止及び伐採届の手続きを行うよう口頭指導。細かい指導は、(伐採届を所管する)市に聞くよう指導。 ・市から、土採取条例について、申請の範囲と実際が異なっているため、変更の書類を提出するよう口頭指導。 	A068 A070
2009. 7. 20	A社が、市に森林法に基づく伐採届出書を提出(面積0.58ha)	A083
2009. 10. 9	<p>県熱海土木事務所は、2009年10月8日の伊豆山港及び逢初川河口部に ごり調査をうけ、逢初川源頭部の状況を調査。雨水により、開発地の転圧 不足の土砂が流れ出ていることを確認。(写真4)</p>	A074
2009. 10. 16	<p>県森林計画室、県東部農林事務所が残土処理場の現地調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(現場にいた施工業者からの聞き取り)横浜から土砂を搬入しており、今後も搬入を続ける。下流河川、漁港で多少の濁水が発生しているが以前ほどではない。 ・盛土の不適切な施工を確認(転圧用機械は使用していない。施工中の盛土勾配が不適切。) <p>(県熱海土木からの聞き取り)下流の砂防堰堤上下流の堆積土砂が増加している。</p> <p>(対応方針)土条例を所管する市を通じて、適正な盛土の実施と下流への土砂流出対策について指導を行うよう依頼する。</p>	A075
2009. 11. 4	<p>県熱海土木事務所、県東部農林事務所、市が、残土処理場について今後の対策を協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の危険な状態を行政として放置しておくことは許されない。業者に対し至急何らかの措置を命ずる必要があるということで、3者(市、熱海土木、東部農林)の認識は一致。 ・土採取条例については期限が切れている。当初申請の下流にロックフィルダムを作るという方法を変更しているにもかかわらず、変更申請もせずに上流部から土砂を捨てているというずさんな状態。 ・(2009.7.21の伐採届出の範囲(0.58ha)を超えて)現地は(改変面積が)1haを超えている可能性があり、市から面積の算出のための測量も指導。 ・土採取条例上の規制として、土砂搬入の中止、防災措置の変更計画等を市から指導する。 	A076 A077
2009. 11. 13	<p>市が、A社に対し、県土採取等規制条例に基づく文書指導。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①工期及び工法等について変更の手続きを行うこと。 ②付帯条件に記した、災害を防止するための必要な措置を取ること。 ③土採取行為面積を確定すること。(提出期限:2009.11.30) <p>指定日までに搬出されない場合には、法的措置に移行せざるを得ないので、念のため申し添える。</p>	A083

2009. 11. 13	市が、A社に対し、森林法の規定による伐採及び伐採後の造林届出書(A社が2009年7月20日付けで提出)の補正又は再提出を文書にて要請。 (県の注釈)無届出で森林伐採が行われていたため、市の指導により、A社が2009.7.20に市に「伐採届出書」を提出。面積は0.58ha。その後、1haを超えている可能性がある伐採が確認されたため、2009.11.13に改めて市がより広い範囲について、面積や内容を補正して、伐採届出書等の再提出を求めたものと思われる。	A089
2009. 12. 1	県熱海土木事務所、県東部農林事務所、市が、残土処理場について今後の対策を協議。 ・最悪のことを考えて、行政代執行の用意をしたほうがいいのではという意見が出た。防災施設設置が最優先。市が土採取条例の違反と、伐採届で当初から計画されていた防災施設を設置するように指導する。 ・A社は会社として機能していない。土地を借りて行為をしているB社に直接指導する。 ・防災工事(沈砂池、土堰堤等)ができなければ工事を止める。	A089
2009. 12. 3	県東部農林事務所から県森林計画課に対し、残土処理場に係る市の指導の結果について情報提供。 日時・相手先：2009年12月2日、A社、B社 内容：12月7日の週に防災措置(※)を施工する旨の回答があった。 ※最下流部にセメント安定処理により土えん堤を設置。盛りこぼした土砂については流出防止のため整形。	A090
2009. 12. 9	A社が、市に、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等変更届出書」(第1回)を提出。 (面積 9,446 m ² →9,696 m ² 、盛土量 36,276→36,640 m ³ 工期 2007.4.9~2008.4.8→2007.4.9~2010.4.8 盛土下部の工法：ロックフィル→土堰堤 現場責任者D社→E社) (参考資料①-3) (県の推測) 変更届出書では盛土量は36,640 m ³ となっている。2021年9月、県が、届出書の地形データや県調べの地形データを用いて届出書の計画図のとおりで可能な盛土量を検証。その結果、盛土量は6,000~8,500 m ³ が搬入可能であることが判明。(A社が搬入可能量を偽って届出した可能性がある。) (参考資料①-4) 当初申請では土留堰堤は大型のロックフィルダムだったが、2007.5.22に実際に施工されたのは転石積土留+丸太土留柵だった。(写真2参照) 2009.12.9の変更届出書では、その土留を利用する形で土堰堤に計画変更。その土留では高い盛土ができないので、高さ15mの盛土をする計画として偽って申請した可能性がある。	A135
2009. 12. 10	市が県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届書(第1回)を受理。	A135
2009. 12. 14	県森林計画室が、県東部農林事務所から、残土処理の状況を聞き取り。 ・B社が12月9日より、防災工事(セメント安定処理を行った土堰堤)に着手し、12月21日の週には完了予定。 ・2月末には法面を成形して、植栽し、完成させる予定。	A091
2010. 3. 23	A社が、市に、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等変更届出書」(第2回)を提出。工期限 2010年4月8日→2010年7月8日	A135
2010. 3. 23	市は、県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届書(第2回)を受理	A094

2010. 4. 13	<p>廃棄物リサイクル課が、B社から聴取。</p> <p>B社：残土処分場は、2010年6月末を目処に土砂崩壊・流出防止工事を完成させる予定。</p>	A095
2010. 7. 1	<p>県東部健康福祉センター、県東部農林事務所が、赤井谷に仮置されているコンクリートガラ撤去(⑥区域)について、土採取届出書の現場責任者D社から事情聴取。</p> <p>D社：コンクリートガラ撤去費用の捻出のため、赤井谷で残土処分したい。</p>	A098 A099 A100
2010. 7. 8	<p>県土採取等規制条例に基づく変更届出書(第2回)の工期終了</p>	
2010. 7. 20	<p>県東部農林事務所から県森林計画課へ、残土処分の現状について情報提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社・B社の残土処理が完了することから、D社が残土搬入を継続したい旨の相談を行っている。 ・熱海市は延長を認めない方針 	A104
2010. 8. 31	<p>県東部健康福祉センターが、市から、木くず等が混ざった土砂が混入されているとの情報を受け、現地調査。</p> <p>盛土内に木くずの混入を確認。</p> <p>県土採取等規制条例の工期(2010.7.8)を過ぎても工事は終了していない。工事の施工者E社(=B社)が土砂崩落箇所の修復作業を実施していた。</p> <p>-----</p> <p>(県の推定) 2007年5月7日の盛土下端部の土留(写真2参照)は、無届で伐採された斜面からの土砂の流出を防ぐことができる程度のもの。2008年8月30日の写真では盛土下端は石積量がやや増えているが、基本構造は2007.5.7のものと同様に見える。2009年12月9日付届出書の計画とは異なる施工がされ、その上に届出書の高さ15mではなく、8~9段(推定で40~45m)の盛土がされている。(写真5)</p>	A106
2010. 9. 2	<p>県東部健康福祉センターが、B社(=E社)から事情を聞いた。</p> <p>E社事実申立書：私はE社の代表。事務内容は建設土木一般。廃掃法の許可は静岡県でも他県でも持っていない。私は2009年12月9日から現場に関わっている。それ以前の施工者はD社。これまでに搬入された残土の量は2~3万m³。残土の搬入は終わって、2010年7月1日から整形作業を行っていた。8月16日になると、F社が残土を入れ始めた。木くずは8月25、26日に搬入したと思われる。8月27日はD社O氏がオペレーターとして整地。私は9月10日で引き上げた。この作業については、A社、D社、F社、私(E社=B社)の4人で工期について相談し、9月10日までに仕上げで完了することで合意した。</p>	A107
2010. 9. 3	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>重機オペレーター：D社からの依頼でここ2週間ほど作業している。期間は未定。</p>	A108
2010. 9. 9	<p>県東部健康福祉センターが、A社に対し、廃棄物処理法に基づく指導票を交付した。</p> <p>A社：D社O氏が改良剤100袋を入れさせたと聞いている。F社からもその報告を受けている。木くずの撤去はD社O氏に計画書を出させ、終わったら報告させる。</p>	A110
2010. 9. 17	<p>市は、A社に対し、土採取等規制条例に係る要請文書を発出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の搬入をしないこと。(注：工期限は2010.7.8で、既に過ぎている) ・完了届を提出して検査を受けること。 	A135

2010. 10. 7	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>残土処分地は上部まで整形されていたが、法面の一部が崩落していた。場内では雨水があちこちに溜まっていて、上部の奥には多量の残土が盛り上げられていた。排水用の溝が掘られていた。</p> <p>県東部健康福祉センター職員の面前で（赤井谷）出入り業者H社が廃棄物混じりの土砂をダンプカーから下ろしたため、指導を行った。</p> <p>重機オペレーター：残土を積んだトラックは前より少ないが、最近だと多い日で1日10台くらい。 (写真6)</p> <p>(県の注釈と推定)</p> <p>これまで残土処分場の上部の道路より上の部分については、公文書内に調査記録等がほとんどなかった。2010. 8. 30 写真5で一部確認できる。</p> <p>2010. 10. 7の写真6で、道路より上部に残土が置かれていることが確認できる。</p> <p>(当時は、この部分に残土を一時仮置きし、その後、下部や他の場所に運び、盛土等をしていたものと推定)</p>	A115
2010. 10. 8	<p>市が、A社に対し、土砂搬入の中止文書を発出。</p> <p>2010. 9. 17付要請文において、貴殿が実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完了届の提出」を要請している。しかし、要請を無視して残土の搬入が行われており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、即刻土砂の搬入中止を要請する。(工事期間：2010. 4. 10～2010. 7. 8)</p>	A135
2010. 10. 13	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>重機オペレーターが残土をならす作業をしていた。休みの間に残土が運び込まれたとのこと。現地調査中、トラック1台が入ってきて、残土を荷下ろしした。残土を降ろす直前にトラック運転手が黄緑色の残土・ガラ整理券を渡した。</p>	A118
2010. 10. 19	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。D社O氏から聴取。</p> <p>O氏：残土を入れ続けているのはF社。重機オペレーターはD社の者だが、金はF社が払っている。がれきの処分(⑥区域の場所)については自分が責任を持つが、残土処分場のことは責任を持ってない。</p> <p>(県の注：残土を入れ続けているのが本当にF社かは不明。)</p> <p>10月20日、同センターによるF社への聴取において、F社は残土を入れ続けているのは自分ではないと主張。</p>	A121
2010. 10. 20	<p>県東部健康福祉センターが、現場進入路に置かれていたがれきを収去し、がれきの石綿含有検査を実施したところ、石綿含有はなかった。</p>	A122 A130
2010. 10. 20	<p>D社の依頼を受けた重機オペレーターが木くずの掘り起こし作業を実施。</p>	A123
2010. 10. 25	<p>県東部健康福祉センターが、2010年10月7日に現場にダンプから廃棄物混じりの土砂が下ろされていることを確認したが、その搬出元G社に立入調査。</p> <p>G社：H社（赤井谷の出入り業者）から、土がほしいと言われ、建設残土をタダで持って行ってもらった。H社から、持って行く建設残土は篩（ふる）わなくてもいいと言われた。</p>	A124
2010. 11. 2	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>あちこちで崩落が見られ、木くずも確認できる。 (写真7)</p>	
2010. 11. 4	<p>市にA社とD社が来所。</p> <p>もっと土砂を搬入したい旨の申し立て。市は搬入を認めない方針。</p>	A132

2010. 11. 8	県東部健康福祉センターが現地調査。残土処分場の上部道路より上の部分の土の一部が別の場所へ運び出された。	A132
2010. 11. 8	県東部健康福祉センターが、2010年10月7日に廃棄物混じりの土砂を搬入した出入り業者H社を訪問した。 H社：伊豆山の現場の施主はF社だと思っていた。伊豆山へ残土を持ち込みたかったので、その営業のつもりで、施主（と思っていたF社）からこれを運んでくれと頼まれた土砂を無料で運んだだけだ。	A134
2010. 11. 10	<p>県東部農林事務所、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、市が、A社関係の開発行為に係る対策会議を開催。</p> <p>(市)・A社から伊豆山地内で残土処理及び道路開設したいとの相談があった。これまでA社及びその関連会社による開発は、現在市内6箇所で行われている。全てが開発途中で止まっており、また管理もずさんで申請どおりに施工されていない。その中で今回新たな開発の相談があった。(D163：A社と現在の埋立を完了させた上で、別会社による新たな1haの許可を得ることはできないか。道路整備とそれに伴い土砂搬入ができないか。)市としてはこのような状態を放置できない。関係機関と協力して対応していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ha未満で土採取規制条例により工事しているが、届出期間が過ぎても工事しており、廃材も捨てられている。新たに事業主を変えて1ha未満の届出を市へ提案している。合計で1ha以上になるので(D163：1haを超えているかについては測量されていないので未確定)、森林法の林地開発許可他の法令で規制できないか。 (県)・県も熱海市の現状を承知しており、それぞれの法令等に基づき協力する。 ・林地開発許可については、東部農林事務所が持ち帰り検討する。 ・逢初川につながる上流箇所であり、流量オーバーと水質汚濁が心配され、河川管理者としても無視できない。 <p>(上記と同じ打合せについての東部健康福祉センターの復命書)</p> <p>市：現地(A社所有地内)に市水道の中継用受水槽があり、市が行政命令を出すとA社がその使用停止を求めてくる可能性がある。</p>	A135 (D163)
2010. 11. 11	<p>県東部農林事務所が、県森林計画課に対し、2010. 11. 10関係機関打合せ会議の内容を情報提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社とB社による残土処理は、ほぼ計画どおりに完了し、緑化を残すだけとなっていた。市の判断で、残土の搬入が継続されることを防ぐため、届出期間をもって完了扱いとなっていた。 ・しかし、ここに別会社であるD社が無許可で残土を搬入している。 ・廃材も捨てられている。 ・(A社・B社の開発地)+(D社開発地)>1haとなっている。 <p>(課題) D社とA社の関係の確認による林地開発許可の必要性を把握</p> <p>(県の注釈)</p> <p>その後、県東部農林事務所は、開発行為は1ha未満で林地開発許可は必要がないと判断した。 (資料①-2参照)</p>	D163
2010. 11. 11	<p>県東部農林事務所が、県森林計画課に対し、2010. 11. 10関係機関打合せ会議の内容を情報提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社とB社による残土処理は、ほぼ計画どおりに完了し、緑化を残すだけとなっていた。市の判断で、残土の搬入が継続されることを防ぐため、届出期間をもって完了扱いとなっていた。 ・しかし、ここに別会社であるD社が無許可で残土を搬入している。 ・廃材も捨てられている。 ・(A社・B社の開発地)+(D社開発地)>1haとなっている。 <p>(課題) D社とA社の関係の確認による林地開発許可の必要性を把握</p> <p>(県の注釈)</p> <p>その後、県東部農林事務所は、開発行為は1ha未満で林地開発許可は必要がないと判断した。 (資料①-2参照)</p>	A138
2010. 11. 18	<p>市が、A社に以下を電話連絡(日時は不明?)</p> <p>市の土地利用審議会で審議することになっていた残土処分場についての市の方針(A社の残土の追加処分及び道路の新設を認めるか否か)は、新たな許可は認めないことになった。</p>	A143

2010. 11. 19	D社の依頼を受けた重機オペレーター及びF社が、2010年10月20日に掘り起こした木くずの撤去（⑥区域の現場への移動）を行い、同作業が完了した。 F社が、現場進入路に敷かれたがれき類等を運び込んだことを認めたため、廃棄物の撤去に関する指導票を交付した。	A143
2011. 1. 21	県廃棄物リサイクル課と県東部健康福祉センターが打合せ。 ・措置命令を前提に事務を進めたい。（注：廃棄物処理の観点から） ・関係者が多い上に各々の主張が異なり收拾がつかない。 ・措置命令を出す相手は誰になるかがまず問題。 ・廃棄物処理法第18条報告により、情報を収集し、整合しない点があれば更に追加の報告を求める。十分な証拠が揃った段階で措置命令を発出する。 （県の注釈：措置命令の対象行為が何かについては本記録からは読み取れない。）	A153 A154
2011. 2. 22	市が当該土地を差し押さえ。	登記情報
2011. 2. 25	土地所有者変更（前所有者A社⇒現所有者C者）。	登記情報
2011. 3. 2	県東部健康福祉センターが、市からの要請（2011.1.14付）を受けて、逢初川起点上流50mの標識付近の砂防ダム出口で河川水収去。（検査のため）	A152
2011. 3. 4	県森林計画課、県東部農林事務所、市が、残土処理場について現地調査を実施。 ・残土処理（盛土）の施工が悪く、浸食・崩壊が発生し、沈砂池までの流出を起している。今後も浸食や崩壊が進行するおそれが高い。 ・市には、「伐採届」「土採取条例」に基づく指導を行うよう依頼。 ・リーマンショック以降、事業者との連絡が付きにくい状況になっている。	A159
2011. 3. 10	県は、A社、D社、D社O氏、F社らに、4箇所の行為（そのうちの1つが残土処分場）について、廃棄物処理法第18条第1項に基づく報告書の徴収文書を発出。（注：4箇所は、日金町解体现場、伊豆山廃棄物堆積現場、伊豆山赤井谷土砂処分場、伊豆山ジェック研修所解体现場） D社（T氏）、D社O氏からは、県発出文書の最後に紙を貼り付けて回答。「上記記載事項に対し、当社は一切責任は御座いません。基より申請者、又は発注者（E社他）等に問うべき問題と思う。以前にも熱海市に同じような内容の書面を提出済みである。」その他の者からも自分は無関係との回答あり。	A162
2011. 3. 17	市、県土地対策課、県森林計画課が現状の確認と今後の対応について協議。 ・2010.8に完了期限を迎えたが、出来形に関する是正、廃掃法による指導が行われているうちに中断し、放置されてしまった。 ・沈砂池は設置されているものの、盛土面の植栽・緑化や排水の不備により、法面からの土砂流出が生じている。 （土採取条例（市）） ・現地はほぼ完成しているが、計画断面と完成断面の相違がみられ、是正を指導している。 ・指導中に盛土内への異物混入が判明し、保健所の指導がされた。 ・これらの指導中に新たな土砂搬入が行われ、撤去を指導している。 ・指導を行っても是正される様子はない。 ・土地所有権がA社からC者に移動し、問題が複雑になっている。 ・行為者に対して、条例に基づく命令を考えている。 ・問題は、現時点において開発許可をうけた者（A社）の実態がないこと	A165 A166

	<p>であり（登記所在地に事務所が存在しない）、行政指導による報告要求を行っても応答がない状況である。</p> <p>（森林法（県森林計画課））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無届伐採として是正を指導し、違法状態が解消された後、1ha未満の残土処分を行うために伐採届が提出され、市が受理し、指導している。伐採届に基づいて、植栽の勧告等を行える。 <p>（対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には熱海市対応 ・土砂の流出、崩壊等の危険性があるため、緊急の是正を行わせる必要がある。 ・しかし、会社の実態から是正指導に従うことは考え難い。 ・まずは期限を区切って文書指導を行い、つづいて、停止（中止）命令を行っていくことになるが、土砂流出の低減のためにも、届出の受理者である市が、播種等の代執行は行う必要があるかもしれない。→他の場所でA社が行っている開発行為にも影響するので、慎重に対応したい。 ・所有権が移動しているため、新たな所有者へも違法状態が是正されていないことを伝達し、是正されない限り、新たな開発は行えないことを伝える。 	
2011. 3. 25	市が、A社に対し、風致地区内行為について報告を求める文書を発出。	A167
2011. 4. 11	市から、県東部健康福祉センターに情報提供。 A社は廃棄物を除去するという覚書の基、C者に土地を売っており、撤去期限が3月末だったが、守られなかった。	A171
2011. 4. 20	県東部健康福祉センターが現地調査。 2011. 4. 11、残土処分場入口付近に木くず混じりの残土が搬入されていた。 4. 20、重機の入った後があること、がれきと残土が混ぜられていたことを確認。その後、4. 20以降にも残土の移動があったことを5. 16に確認。	A172 A175
2011. 4. 28	県熱海土木事務所が、県東部農林事務所へ森林法での規制の可否について電話連絡。また、県熱海土木事務所は市建設課に連絡。市は、A社及び施工者に土採取等規制条例第13条に係る報告書の徴収を2011年4月28日付け発出した。文書の回答期限は5月16日。	A173
2011. 5. 19	市、県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、前土地所有者（A社P氏）、現土地所有者C者代理人、土地仲介人が参集し、今後の対応について協議。A社代表取締役は急遽欠席。 A社が所有地をC者に売却したことを受け、これまでA社が赤井谷で行ってきた土採取の今後の処理について、打ち合わせた。A社P氏からは「県や市からの要望は持ち帰って後日回答する。」「現場のことはD社O氏しか分からない。」「（現場作業を担当した）F社とは連絡がとれない」等の回答しか得られなかった。改めて、A社代表取締役、D社O氏等呼んで事情聴取することとした。	A177 A179

2011. 6. 2	<p>市は、県土地対策課と協議の上、今後の処理を下記により行いたいとして、市長に報告。</p> <p>1. 弁明の機会の付与通知 6月中旬(提出期限6月下旬)</p> <p>2. 弁明書の提出がない場合、条例第6条に基づく措置命令 7月中旬</p> <p>現時点では県土地対策課と相談しながら1～2までの処理、今後の対策について検討していきたい(今後の対策については、現所有者であるC者とも協議の必要があると思われる)。</p> <p>(注)起案文書の中には、土採取等規制条例第6条に基づく「是正措置の命令」、同第7条第1項に基づく「事業停止の命令」及び行政手続条例第26条の規定に基づく「弁明の機会の付与通知書」については、それぞれ県の案、市の案が添付されている。</p> <p>(県の注釈)市の行政文書には、文書の発出について、県の案も添付されているので、県と市の間で協議が行われたものと思われる。県には、この協議について行政文書は残っていない。</p>	熱海市情報
2011. 6. 20	<p>県東部健康福祉センターが、A社から廃棄物処理法18条に基づく報告徴収。</p> <p>A社：現場の工事は3、4年前から始めた。現場責任者はE社(B社)。最初の契約では1台当たり1,500円～2,000円をE社がA社に料金を支払う契約だった。どうも現場の話を見ると、赤井谷には何万㎡も入っている。</p>	A183 A185
2011. 7. 12	<p>A社が、市に、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等変更届出書」(第3回)を提出。</p> <p>(工期:2010.4.8～2010.7.8→2011.7.13～2011.8.15。現場責任者E社→A社)</p>	熱海市情報
2011. 7. 19	<p>市が、A社の土の採取等変更届出書(第3回)を受理。</p>	熱海市情報
2011. 8. 8	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>D社により法面の整形がされていた。</p> <p>D社：斜面整形、水路拡張、調整池の設置を行った。あと2、3日で終わる予定。A社は誰もやらない。自分一人でやっている。</p>	A192
2011. 8. 30	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>盛土の平面部分の排水の悪さが確認できる。一部に崩落あり。(写真8)</p>	A194
2011. 10. 4	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>D社O氏が斜面崩落部分の修復作業を行っていた。残土処理場の周囲に大きな崩落があり、処理場内に土砂が流入していた。(写真9)</p> <p>(県の注)2011.9.18～2011.10.4までの熱海観測所の期間雨量は合計で3mmとカラカラの状態であったにもかかわらず、斜面に大きな崩落があった。</p>	A196
2011. 12. 14	<p>県東部健康福祉センターが、C者の経営するグループ会社K社の担当者から聴取。</p> <p>K社の担当者：A社に盛土の整形作業を依頼しようとしたが当てにならない。届出の責任はA社にあるが、当てにならない者に任せても進まない。そのため、自分の力でやろうと考えた。少しでも話ができるD社O氏に相談したが、理解に苦しむ回答や、不当な金額の吊り上げをしてきたことから手を引いた。</p> <p>現場はグラウンドやテニスコートなどの施設を計画しており、その後、熱海市の公用地として利用をしてもらえればと思っている。あの現場についてはA社に責任を負った状態で仕事を継続して進めていきたい。そのためにも、県、市から方針を示してもらえれば、その内容で進めていきたい。</p>	A200

2012. 4. 5	<p>県東部農林事務所が現地調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子吹付けにより緑化が進捗しつつある状況を確認。 ・盛土法面に浸食が発達しつつあり、経過観測を要する。 	A202
2012. 4. 6	市による門扉設置工事が完了していた。	A203
2012. 5. 23	<p>D社O氏から県東部健康福祉センター宛てに話がある旨の申し出を受け、市役所で聞き取り調査を実施。</p> <p>D社O氏：自分はD社の役員であり、A社の取締役にもなっている。2012年8月にD社が他者と合併し、自分は8月末を目途に引退を考えている。その後にD社に非が及ばないように、身をきれいにしてから引退したいと考えている。</p>	A205 A206
2012. 10. 19	<p>県東部健康福祉センターが、C者から今後の土地の修復計画を聴取。</p> <p>C者：赤井谷の土砂流出防止工事、市水道施設上部土砂流出防止工事、宅地造成工事、グラウンド造成工事を順次行いたい。修繕計画は関連会社に作らせ、11月末に関連機関に示す予定。</p>	A210
2013. 1. 9	<p>C者より県東部健康福祉センター所長宛に書面が提出された。</p> <p>書面の内容：逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事が放置状態にあり、現土地所有者として問題案件処理に善意をもって解決する覚悟である。問題解決に当たり、県、市の担当部門との調整と関係法令を遵守した施工をするが、県、市当局の誠意ある協力をお願いする。A社が市の指導を無視して放置した伊豆山漁港及び逢初川下流水域へ土砂崩壊による二次災害防止の安全対策工事を施工する。</p>	A211
2013. 1. 11	<p>県東部健康福祉センターが、D社O氏から聴取。</p> <p>D社O氏：L社には、名義変更後に赤井谷で作業を行ったが、支払いを断られた労務費が200万円以上あるので、今後L社を追及しようと思っている。</p>	A212
2014. 8. 1	<p>県東部健康福祉センターに、D社O氏が情報提供として来所。</p> <p>D社O氏：伊豆山の現場は、これまで3,000㎡が2回土砂すべりを起こしている。自分は現場の防災工事のために3回伊豆山の現場に入っているが、L社からの支払いがないので、3回目の仕事は途中で引き上げてしまった。あの現場は下にホテルがあるので、また崩れたら大変なことになる。この関係で、2014. 7. 30 県庁の砂防課へも電話した。</p>	A215
2014. 8. 1 ～ 2015. 5. 13	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>特に変化なし。(同センターが廃棄物の不法投棄の監視の観点から2015年5月13日まで5回の現地調査の記録あり。5月13日の確認では、赤井谷一帯に柑橘類等の苗木が植えられていた。)</p>	A215 ～A222
2015. 4. 16	<p>報道機関の記者が東部健康福祉センターに来訪。</p> <p>記者：情報提供者が刺し違えてもよいと決心して県に訴えかけたにもかかわらず県が動かなかつた理由を知りたい。</p> <p>A社代表取締役他の行為者・関係者を野放しにするのは行政の怠慢。現場を見た限り土砂崩落の危険は否定できない。もしも災害が発生した場合、それは自然災害ではなく人災である。</p> <p>センター：不法投棄事案においては関係者が複数いる場合、互いにあれこれ異なる主張をし、真の行為者が特定できないことがあったりする。本件についても、結果的に未だ解決に至っていない。</p>	A219

2015. 6. 8 ～ 2016. 1. 7	県東部健康福祉センターが現地調査。 特に変化なし。(同センターが廃棄物の不法投棄の監視の観点から 2016 年 1 月 7 日まで 5 回(うち 1 回委託民間業者)現地調査。特に変化なし)	A224 ～A230
2016. 2. 15	県東部健康福祉センターへ、D社O氏から電話あり。 O氏：自分はA社の社長について最近報道機関から取材を受けた。行政への助言として連絡する。日金と伊豆山については、いつか崩落するおそれはある。過去に自分が崩落を食い止める工事を行ったことがあるが、崩落までは時間の問題。現場が崩落すれば「指導を行った」、「現場確認を行った」だけでは済まない。	A231
2016. 11. 29	県東部健康福祉センター内で、熱海市作成文書(2016. 3. 9付)を供覧。文書内の「③伊豆山字赤井谷地区残土処分」の項目に、「災害で法面成形はA社が行うことになっているが、いくら話をしても進まないで関係を絶ちたいとC者代理人から報告があった。今後はC者側で法面成形及び崩落部の処理を行う予定であると報告を受けていた。法面及び崩落部は設置されたままであるが緑化が進み見た目は問題ない。(崩落する可能性はあるが・・・)」旨の記述がある。	A240
2016. 4. 19 ～ 2019. 12. 1	県東部健康福祉センターが現地調査。 特に変化なし。(同センターが廃棄物の不法投棄の監視の観点から 2019 年 12 月 1 日まで 35 回の現地調査。特に変化なし)	A232～A239 A241～A267
2019. 12. 20 ～ 2021. 6. 30	県東部健康福祉センターが現地調査。 (同センター廃棄物が不法投棄の監視の観点から 2021 年 6 月 30 日まで 14 回の現地調査。特に変化なし。) (写真 10)	A268 ～A281
2021. 8. 2	盛土最下端の状況として、コルゲート管が見えるが、上部には管を確認できなかった。 (写真 11)	県調査

3 関係法令別整理

(1) 県土採取等規制条例

2007. 3. 9 A社が市に「土の採取等計画届出書」を提出。(工期限：2008年4月8日、面積0.9446ha、盛土量36,276 m³)
2007. 4. 9 市が同届出書を受理。
2009. 11. 13 市がA社に文書指導。(工期及び工法の変更手続き、附帯条件に付した災害防止措置、行為面積の確定の実施)
2009. 12. 9 A社が市に「土の採取等変更届出書」(第1回)を提出。
(工期限：2008年4月8日→2010年4月8日、工法：ロックフィル→土堰堤)
2009. 12. 10 市が同届出書を受理。
2010. 3. 23 A社が、市に「土の採取等変更届出書」(第2回)を提出。
(工期限：2010年4月8日→2010年7月8日)
2010. 3. 23 市が同届出書を受理。
2010. 7. 8 届出の工期終了
2010. 9. 17 市がA社に文書指導。(土砂搬入中止、完了届の提出)
2010. 10. 8 市がA社に文書指導。(土砂搬入中止)
2011. 2. 25 土地所有者変更(A社→C者)(注)
2011. 4. 28 市がA社に文書指導。(報告書提出)
2011. 5. 19 市、熱海土木事務所、東部健康福祉センター、前所有者、現所有者の関係者が熱海市役所で今後の対応について協議。
2011. 7. 12 A社が市に「土の採取等変更届出書」(第3回)を提出。
2011. 7. 19 市が同届出書を受理。

※ 土採取等規制条例関係の行政手続きに関する県の記録は、2011.5.19が最後。

(注) 土採取等規制条例は土採取等を行う者に対して条例の義務を課すものであり、土地所有者に義務は課していない。2011年2月25日に土地所有者がA社からC者に変更になった。土採取等行為の承継は条例上にも規定がないことから、届出行為の承継はされていないものと解される。

(2) 森林法関係

【第1期 違反行為について】

2007. 4. 27 市から県東部農林事務所に、A社が、森林法第10条の2の許可(林地開発許可)を得ないで1haを超える開発行為が行なっている旨の通報。その後、県東部農林事務所は、林地開発許可違反(疑い)に係る土地の現地調査・現地指導等を実施。
2007. 5. 31 県東部農林事務所は、A社に対し、当該行為について、林地開発許可違反と判断し、森林法に基づき土地改変行為の中止、土地の形質変更面積の実測・求積図の提出、復旧計画書の提出を文書指導。(森林法10条の2第1項)

その後、県東部農林事務所がA社に対し、複数回、林地開発許可違反に係る現地調査・現地指導を実施。

2008. 4. 30 県東部農林事務所は、A社から提出された2008年4月28日付け復旧

計画書を受理。

- 2008. 7. 28 A社が、県東部農林事務所に森林法に基づく復旧工事完了報告書(2008年7月25日付け)を提出。
- 2008. 8. 5 県東部農林事務所、市は、A社に対し、2008年7月25日付け復旧工事完了報告書に基づき、復旧工事の完了を現地確認。
- 2008. 8. 7 林地開発許可違反の是正が完了。(森林法10条の2第1項) 県東部農林事務所は、A社に復旧工事完了報告書の受理を通知。

【第2期 違反行為について】

- 2009. 7. 2 県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社及び盛土造成部実行行為者B社に残土処分計画の聴取を実施。2008. 8. 7に林地開発許可違反は解消(植栽・種子吹付等を実施)されていたが、この復旧された森林を再度開発する場合は、森林法に基づく伐採届を提出する必要がある。しかし、この手続を行わず伐採及び造成工事をしていたので、県東部農林事務所から、工事の中止及び伐採届の手続きを行うよう口頭指導。(細かい指導は、伐採届を所管する市に聞くよう指導。)
- 2009. 7. 20 A社が、市に、伐採届を提出。
- 2009. 11. 13 市が、A社に対し、伐採届(2007. 7. 20付)の補正又は再提出を文書にて要請。

その後、県東部農林事務所は、市への助言及び現地調査を行ってきた。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

①区域

- 2010. 8. 31 県東部健康福祉センターが、木くず等が混ざった土砂が混入されているとの情報を市から受け、現地調査。盛土内に木くずの混入を確認。
- 2010. 9. 9 県東部健康福祉センターが、A社に廃棄物処理法(第16条不法投棄)に基づく指導票を交付。
- 2010. 10. 7 県東部健康福祉センター職員の面前でH社が廃棄物混じりの土砂をダンプカーから下ろしたため指導を実施。
- 2010. 10. 20 県東部健康福祉センターが、現場進入路に置かれたがれきを収去し、同がれきの石綿含有検査を実施するも石綿含有は無し。
- 2010. 10. 20 土採取届出書の現場責任者(D社)の依頼を受けた重機オペレーターが、木くずの掘り起こし作業を実施。
- 2010. 10. 25 県東部健康福祉センターが、2010年10月7日に現場にダンプカーから下ろされた廃棄物混じりの土砂の搬出元G社に立入調査。
- 2010. 11. 8 県東部健康福祉センターが、2010年10月7日の廃棄物混じりの土砂を搬入した出入り業者H社に立入調査。
- 2010. 11. 17 木くず混じりの土砂の搬入者F社が、2010年10月20日に掘り起こした木くずを⑥区域の現場に移動させる作業を開始。
- 2010. 11. 19 F社が、2010年10月20日に掘り起こした木くずの撤去(⑥区域の現場への移動)を行い、同作業が完了。
現場進入路に敷かれたがれき類等についてF社が運び込んだことを認めため、廃棄物の撤去に関する指導票を交付。
- 2011. 3. 2 県東部健康福祉センターが、逢初川起点上流50mの標識付近の砂防ダム出口で河川水収去。(検査のため)
- 2011. 5. 19 市、県熱海土木事務所、県東部健康福祉センター、県廃棄物リサイクル

ル課、A社、C者の代理人、土地仲介人が、今後の対応を協議。
(A社がC者に土地を売却したため)

2011. 6. 20 A社から①及び⑥他2箇所に関する廃棄物処理法18条に基づく報告徴収。

2013. 1. 9 C者から県東部健康福祉センター所長あてに書面が提出。
A社が放置した逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事について善意をもって解決する覚悟である旨、その他、工事計画概要、工事施工計画が記載。

※ 以降、⑥(C工区)の現地調査と併せて、①現場も監視活動を継続。

(最終 2021. 6. 30)

⑥区域

2009. 2. 5 市の通報に基づき県廃棄物リサイクル課(県東部健康福祉センター廃棄物課)が本件を認知。

排出元は日金町解体工事現場と判明。

2010. 11. 17 木くず混じりの土砂搬入者F社が、2010年10月20日に①の現場で掘り起こした木くずを⑥の現場へ移動させる作業を開始。

2010. 11. 19 2010年10月20日に①の現場で掘り起こされた木くずの全てが⑥の現場に運搬完了。

2011. 6. 30 A社が、県東部健康福祉センターに対し、今後の撤去計画を提出。

2013. 1. 9 C者が、県東部健康福祉センター所長あてに書面を提出。

A社が放置した逢初川源流上部土地崩落現場の修復工事について善意を持って解決する覚悟である旨、その他、工事計画概要、工事施工計画が記載。

2013. 5. 8 現場のがれき類がなくなり整地されていることを確認。⑥区域については、土地所有者であるC者が清潔保持義務に基づいて当該がれき類を処理する意思があったため、C者が経営するグループ会社K社の担当者らを聴取したところ、がれき類を約1,000m³を造成地中に埋めた旨の証言があった。廃棄物処理法第16条違反の疑いがあり、がれき類の掘り起こしと再利用計画(2013. 1. 9)による適正処理を指導。

2013. 7. 19 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。

2017. 1. 20 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。

2018. 1. 26 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。

2019. 3. 8 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。

2020. 3. 12 県東部健康福祉センターがC者に指導票を交付。

※ 以降、がれきの撤去について口頭指導及び現地調査を継続。(最終 2021. 6. 30)

(注) A社は産業廃棄物の(排出)事業者であり、廃棄物処理法に基づき自ら排出した産業廃棄物を適正に処理する義務がある。

産業廃棄物の処理義務は廃棄物の処理業者及び排出事業者にあるため、A社から所有権を取得した土地所有者C者には、廃棄物を撤去しなければならないという廃棄物処理法上の義務はない。ただし、土地所有者には、廃棄物処理法上の清潔保持義務が課される。

(参考1) 盛土(実体は残土処分場)の造成の経緯(2021.10.18時点での県の推定)

1. 当初計画(2006年9月21日~2007年4月9日)

- ・2006年9月、A社が35万坪の土地を購入し、内、最初に8万坪を宅地として造成する計画。逢初川源頭部付近では、標高300~400mまで大規模盛土して宅地造成する計画。
- ・第1期として、その基盤となる大規模ロックフィル(岩石積)の堰堤+盛土を造成する計画。
- ・2007年3月、A社が市に県土採取等規制条例に基づく「土の採取等計画届出書」を提出。
- ・2007年4月9日、市が土の採取計画届出書を受理したことによって、盛土が可能となった。

2. 林地開発許可違反等により盛土造成ができなかった期間

(2007年4月10日~2008年8月7日)

- ・A社は直ちに工事を開始したが、2007年4月27日、林地開発許可違反行為が行われていることが県、市に現認され、森林法に基づき、土地改変行為の中止、森林の現状復旧が必要となった。
- ・地山や盛りこぼした土砂の流出を防ぐため、沢の下端に転石積土留+丸太土留柵を設置。
- ・2008年8月7日、林地開発許可違反の是正措置が終了。

3. 当初計画を変更し、残土処理場として利用を計画

(2008年8月12日~2009年12月9日)

- ・2008年8月12日、A社は残土処理場としての利用計画を県、市に説明した。
- ・2008年4月8日で、土採取計画の工期は切れていたため、工期延長が必要。また、開発行為が1haを超える場合は、林地開発許可が必要となる。A社は逢初川源頭部を1ha未満で残土処理場として利用することに計画変更したものと推定される。
- ・届出の土採取計画では、盛土下端には大規模ロックフィル堤体を設置する計画となっている。その計画で工期延長を受けたにも関わらず、ロックフィル堤体を設置せず、林地開発違反の是正のため設置した小規模の転石積土留+丸太土留柵をそのまま利用して残土を上部に搬入した。
- ・2009年1月21日、市は土採取計画の工期延長を決定。
- ・2009年7月20日、0.58haで森林法の伐採届を提出。
- ・その後、伐採届の0.58haを超える1ha前後の伐採が確認されたため、県、市がA社を指導。
- ・その後も土砂の搬入が続いた。
- ・2009年11月、市が、A社に対し、土条例に基づく文書指導。
- ・2009年12月9日、A社は、市へ、「土の採取等変更届書」を提出。
盛土量 36,640 m³、工期限 2008.4.8→2010.4.8
ロックフィル→土堰堤

この変更届出書の内容は実際の現場とは大きく異なった虚偽申請の疑いのあるものだったと推定される(確度の高い推定)。届出書では盛土は365~380mまでと

されていたが、実際にはそれより高い高さまで搬入されている。届出の盛土量は36,640 m³となっているが、地形図から県が算定すると365～380mの高さでは約6,000～8,500 m³しか入らないことが判明した(2021年9月の算定)。

4. 偽りと疑いのある土採取計画のまま、さらに計画とは異なる高さまで盛土を造成 (2009年12月10日～2011年2月25日)

- ・盛土は365～400mまでの間、及び道路を挟んでその上部にまで盛り土がされている。総盛土量は7万m³以上と推定される。
- ・その後も、複数関係者により残土や廃棄物(木くず)が搬入された。
- ・転圧されず、ゆるい状態で盛り土され、地中及び表面の有効な排水設備がないことなどから、盛り土の崩落が何度も発生していた。
- ・このような状態にあるにもかかわらず、2010年11月4日、A社とD社は市を訪問し、もっと土砂を入れたい旨を述べている。これに対し、市は認めないこととした。

5. 土地所有者がA社からC者へ変更(2011年2月25日以降)

- ・C者へは土採取等の行為の届出の地位は承継されていない。新たな大量の残土搬入はなく、盛り土の整形や緑化等が行われた。C者以外の者が残土の搬入を続けていた可能性がある。
- ・C者は、A社が何ら対応しないため、現土地所有者として、逢初川源流上部土地崩落現場の修繕工事などの問題案件処理に善意をもって解決する覚悟を示したが、現在まで、その問題解決は行われていないものと推定される。

6. 全体として

前土地所有者はA社、現土地所有者はC者であるが、残土や廃棄物の搬入には、A社、B社、D社、E社、F社、G社、H社、J社などが関係している。とりわけ、2009年12月10日以降は、県、市が、誰が実施責任者かと問うても「私ではありません」という答であり、現場の状況の改善が進まない状態であった。

様式第1号 (第2条関係)

土の採取等計画届出書

熱海市長 齊藤 栄 様

平成19年 3月 9日

住所 [REDACTED]

届出者

氏名 [REDACTED]

(電話番号 [REDACTED])

氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例 第3条第1項 規定により、次のとおり届け出ます。
第1条第4項

1 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地 市町村大字 字小字	地番	土地の 現況	登記簿上 の地目	面積 〔平方メー トル〕	土の採取等 を行う権利 の種類	土地所有者 の住所及び 氏名	法令等によ る区域指定 等の現況
熱海市 伊豆山 赤井谷	[REDACTED]	山林	山林	9446		[REDACTED]	
計		1	筆	9446		平方メートル	



3 土の採取等に関する土の数量

(1) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル
------	-------------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(2) 埋土又は盛土を行う場所

土の数量	36,276 13044 立法メートル
------	--------------------------------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(3) 土の採取等を行う場所の区域内で (1) 及び (2) を同時に行う場合

切土、床掘りその他の (ア) 土地の掘削に係る土の 数量	2253 立方メートル
土の採取等を行う場所 (イ) の区域外からの搬入する 土の数量	36,276 13044 立方メートル
(ウ) 埋土又は盛土に係る土 の数量	36,276 13044 立方メートル
土の採取等を行う場所 (エ) の区域外への搬出する土 の数量	立方メートル
土の数量の合計 (ア) 及び (イ) の合計)	38,529 14298 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

(1) 採取等の時期 許可日～ 12ヶ月(予定)

(2) 作業時間 7 時から 19 時まで

(3) 工 程

年月日									
種別									

(注) 切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

(1) 土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区	分	標	要
高	さ	又	は
深	さ	最大	2
方	法		メートル
		ア 階段採取法	
		① 平面採取法	

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土 質	関東ローム		

イ 埋土又は盛土を行う場合

区 分	概 要
高さ又は深さ	最大 15メートル
方 法	ロックフィル
のり面の小段の高さ	最大 10メートル
のり面の小段の幅	最小 5メートル
隣接地からの距離	最小メートル
土 質	

(2) 土の採取等のための設備

機 械 の 名 称	形 式	能 力 (立方メートル/時間)	台 数
ブルドーザ	16t		2
バックホウ	0.6 m ³		2
振動ローラ	14t		1

(3) その他の施設

6 土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	
----------------------	--

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

(1) 土の運搬方法

区分	概要				
交通監視人					
1日の搬入台数及び量	トン車	台	最大延べ	台	立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車	台	最大延べ	台	立方メートル
運搬主体					

(2) 土の搬出先又は搬入先

(3) その他の土の運搬に関する事項

区 分	概 要	
経 路	(別添図第 号図参照)	
種 類	ア 市町村道 エ 河川区域	イ 市道 オ その他
種 別	ア 契約(同意)有	イ その他
重 量 制 限	ア 有(トン)	イ なし
舗 装	ア 有(延長 メートル)	イ なし(ただし)
学童の通行状況	ア 多い	イ 少ない ウ なし

(注) 該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

(1) 跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

(ア) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
のり面の小段の高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル

(イ) 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
--------	----	------	---------	----	---

のり面の小段の高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル
-----------	----	------	----------	----	------

(ウ) のり面等の保護の方法

方	法	概	要
植	栽		
種	子	吹	き
付	け		
擁	壁	そ	の
他			

(注) 概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

(2) 跡地の利用方法

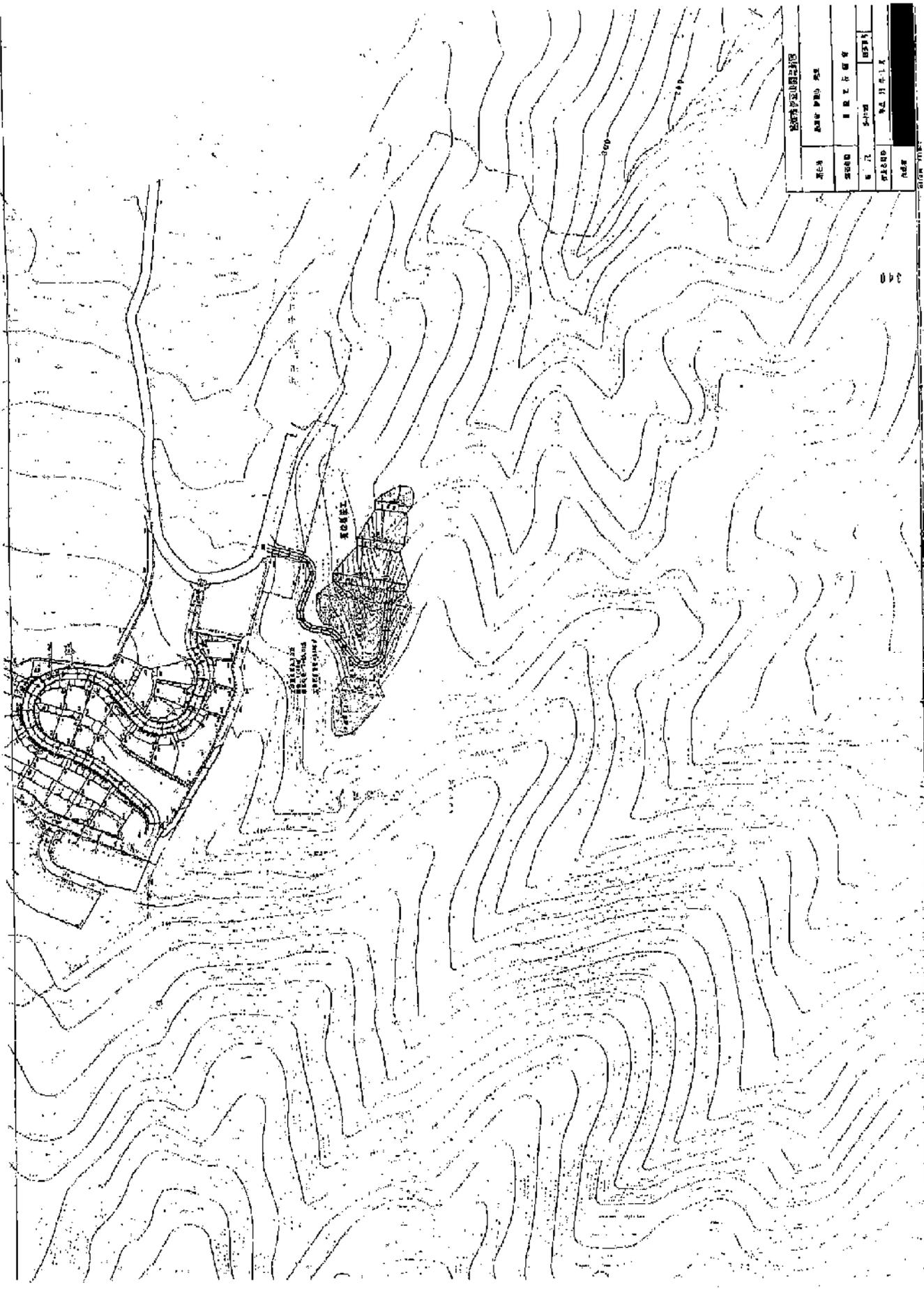
9 現場責任者の氏名及び住所

氏名

住所

(電話番号

10 土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要 (条例第3条第3項の規定による届出の場合に限る。)



比例尺 1:50,000

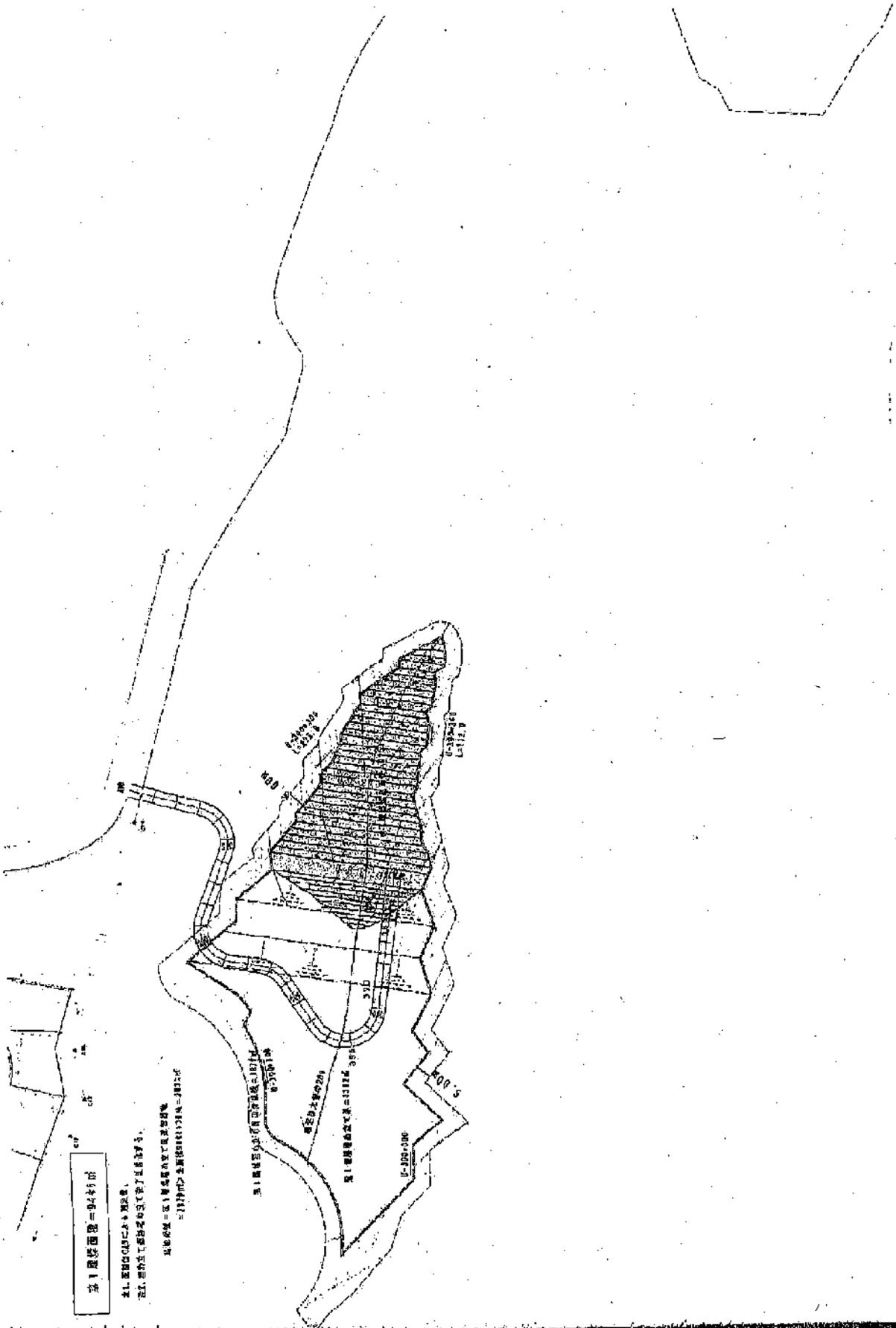
图例	说明
等高线	表示地形起伏
道路	表示交通线路
建筑物	表示房屋、工厂等
水系	表示河流、湖泊等
植被	表示森林、草地等
注记	表示地名、高程等

07-06-28, 17:11 扫描时间 454人 10557866416 # 107 15

07-05-23:17:11 陸軍部 陸軍部 陸軍部

0567936413

11/13



此圖係根據...

1. 此圖係根據...

2. 此圖係根據...

3. 此圖係根據...

4. 此圖係根據...

5. 此圖係根據...

6. 此圖係根據...

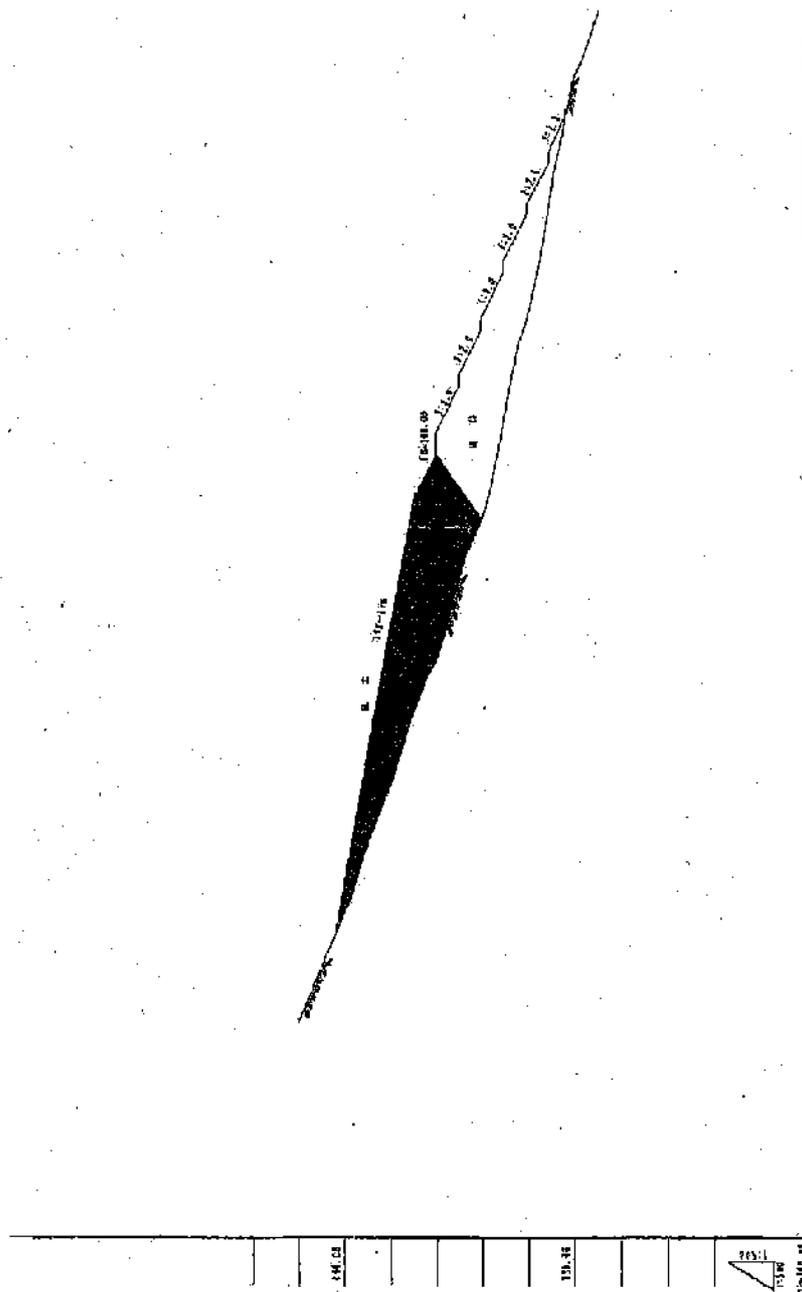
7. 此圖係根據...

8. 此圖係根據...

9. 此圖係根據...

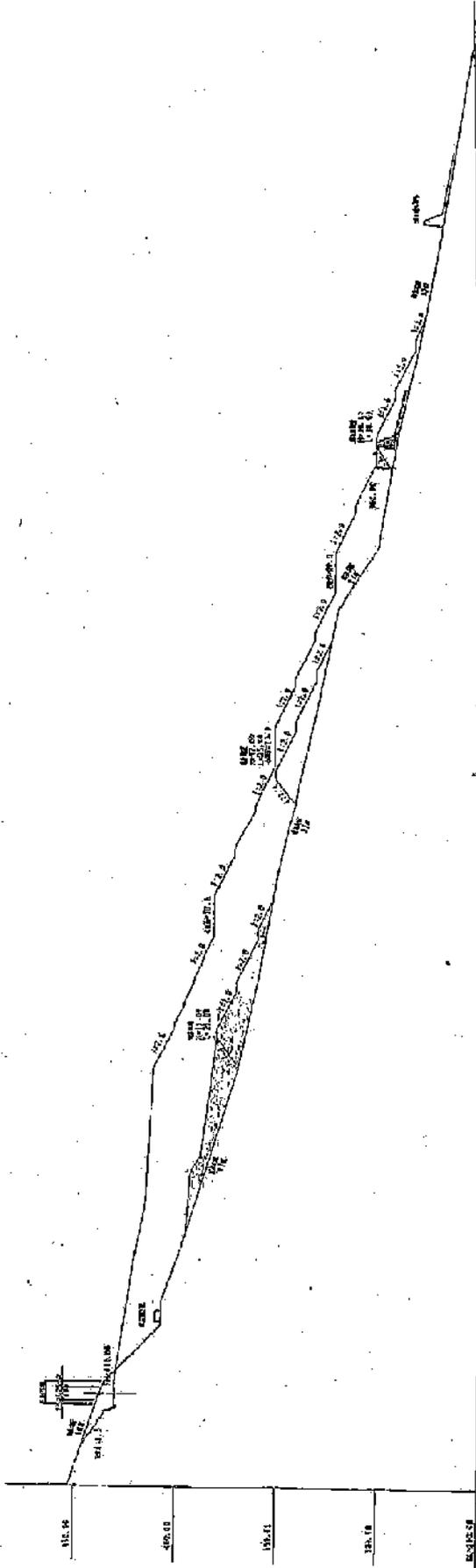
10. 此圖係根據...

第1框堤盛士断面图 5-1:100



设计单位		设计日期	设计人
审核单位		审核日期	审核人
编制单位		编制日期	编制人
计算单位		计算日期	计算人
绘图单位		绘图日期	绘图人
校对单位		校对日期	校对人
审核单位		审核日期	审核人
批准单位		批准日期	批准人

透視圖

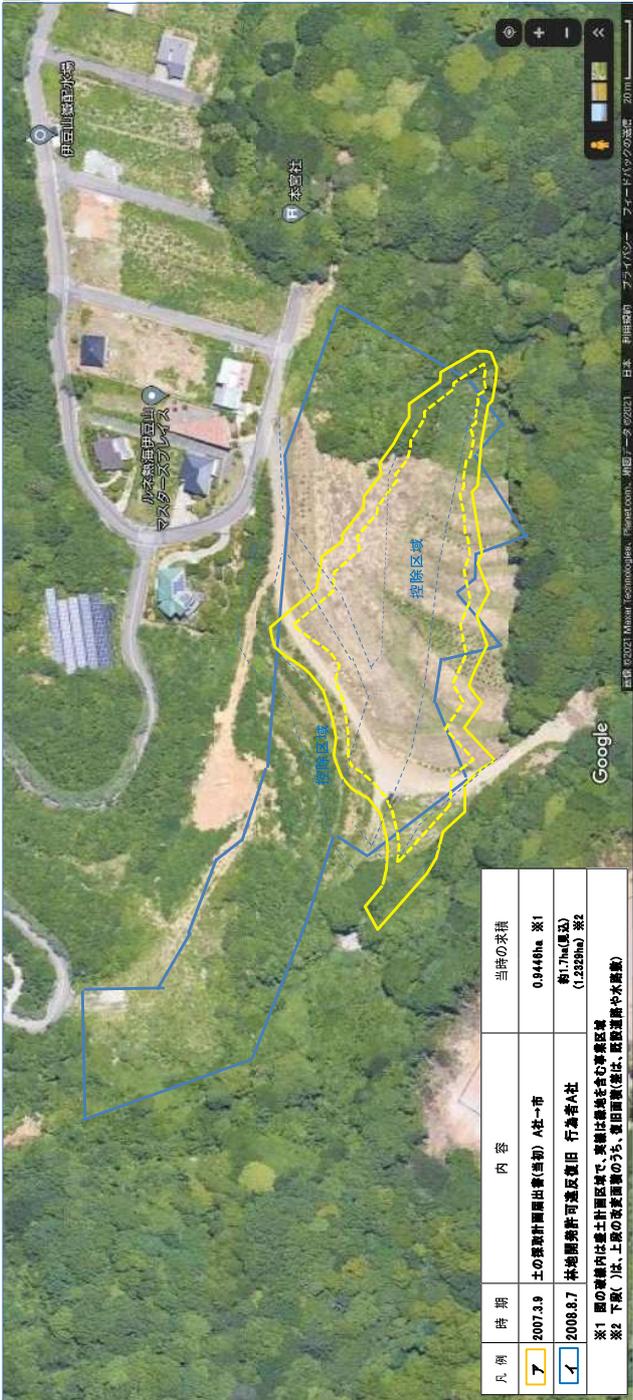


14/15

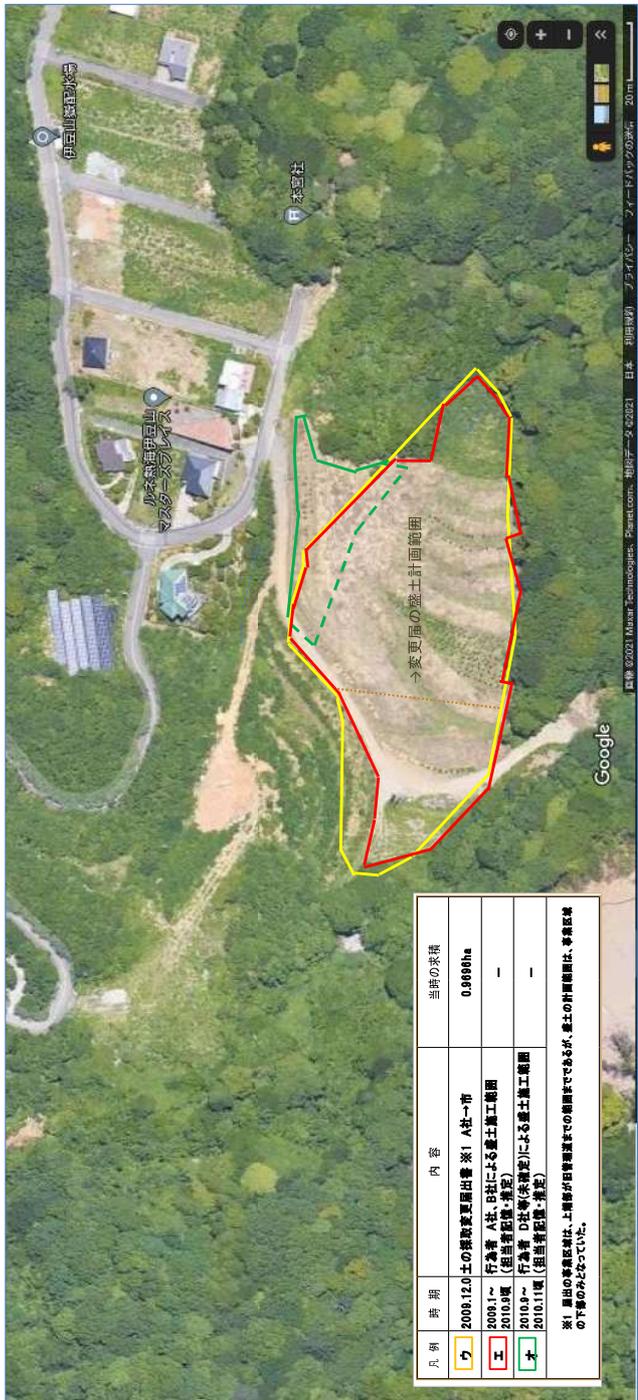
10557886416

07-05-23:17:11 透視圖 35349號

2007.3～2008.8
土の採取届出から森林法(林
地開発許可)違反の是正まで



2009.1～2010.11(頃)特定
土砂の搬入の開始→土の採
取変更届出→土砂の搬入が
終了したと見込まれる時期ま
で



様式第2号(第3条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)
(一部改正〔平成6年規則5号・12年46号〕)

土の採取等変更届出書

平成19年12月9日

熱海市長 齊藤 栄 様

届出者	住所	[Redacted]
	氏名	[Redacted]

(電話番号 [Redacted])

氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)を自署する場合は、押印は不要です。

第4条第1項
静岡県土採取等規制
条例
第4条第2項
の規定により、次のとおり届け出ます。

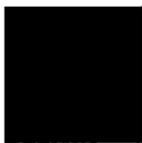
1 変更前の届出書の受理年月日及び受理番号

平成19年4月9日熱建設第208号



2 変更の内容

変更前	変更後
① 工法	日ヶ沢工法 → 土壌改良
② 面積	9,746㎡ → 9,695.89㎡
③ 工期	H19.4.9 ~ H20.4.8 → H19.4.9 ~ H22.4.8
④ 現場責任者	[Redacted]



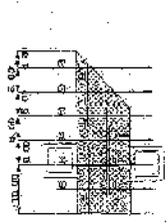
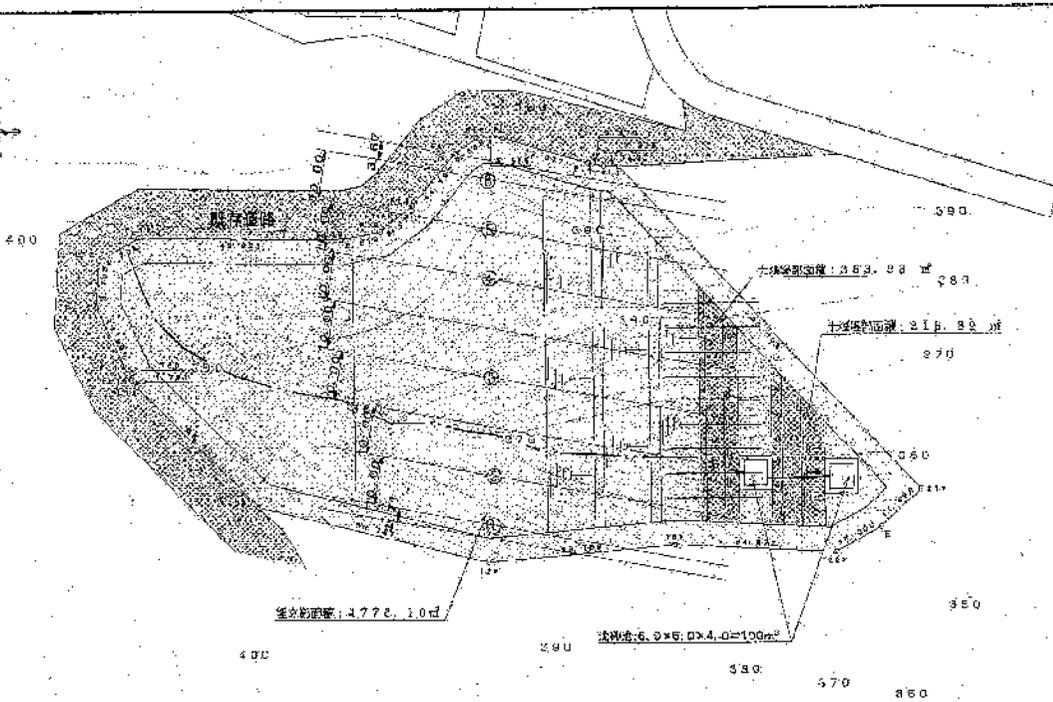
変更前	変更後

3 変更の理由

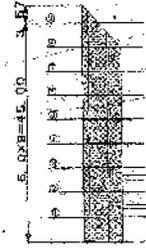
変更前の計画では、ロクロ工法により土留を構築してあったが、
現地の石の量では足が工法の変更をため。
工法変更の為工期及び現場責任者都合にて変更する。

4 変更の年月日

年 月 日

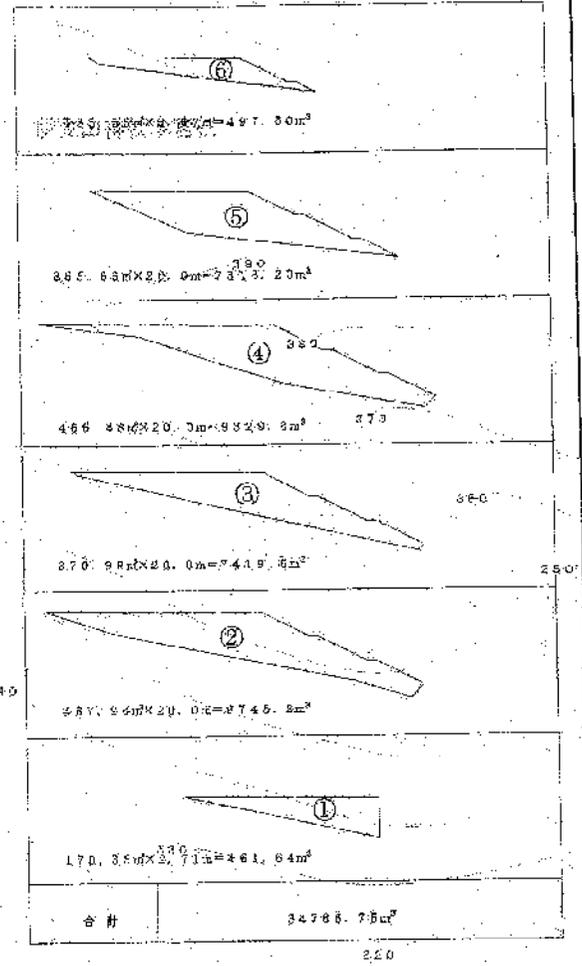


△	8.60m×8.80m=27.36㎡
△	8.6.78m×8.0m=133.8㎡
△	48.00m×8.0m=225.0㎡
△	44.00m×8.0m=225.0㎡
△	27.88m×8.0m=139.8㎡
△	25.78m×10.0m=257.8㎡
合計	1053.19㎡



△	4.50m×3.67m=16.36㎡
△	14.42m×9.0m=92.10㎡
△	18.72m×5.0m=93.6㎡
△	19.00m×9.0m=171.0㎡
△	21.00m×10.0m=210.0㎡
△	12.68m×5.0m=63.4㎡
△	15.50m×5.0m=77.5㎡
△	12.01m×5.0m=60.05㎡
△	13.20m×5.0m=66.0㎡
合計	816.40㎡

地上合計
1053.19㎡+618.40㎡+34786.75㎡
=36440.34㎡

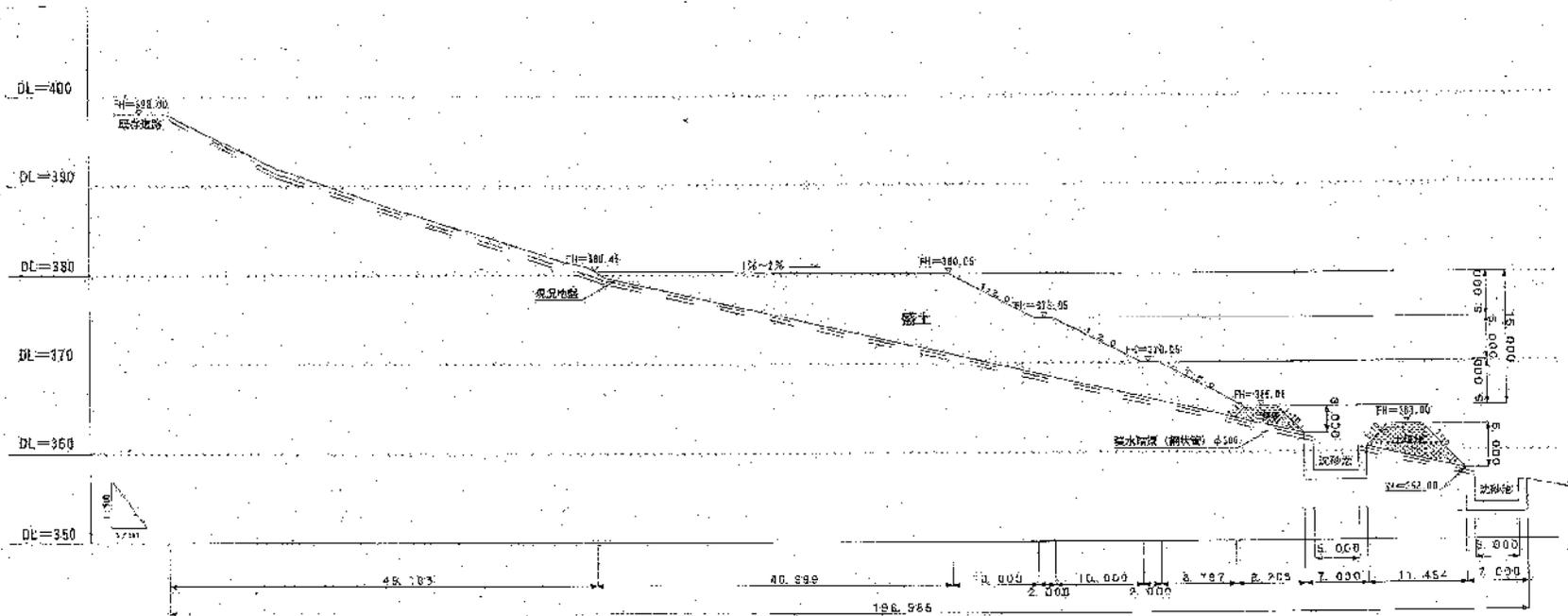


赤井谷盛土計画平面図 縮尺1:1000

盛土面積
4772.10+363.93+318.82
=5456.85㎡

圖 庫 名	赤井谷盛土計画平面図
所 在 地	新潟市伊豆山赤井谷
縮 尺	1/1000
作成年月日	
作成者	

土堰堤、盛土計画断面図 S=1:500



図面名	土堰堤、盛土計画断面図
所在地	新潟市伊豆川赤井谷
縮尺	1/500
作成年月日	
作成者	

A社の「土の採取等変更届出書」(第1回)(2009年12月9日)における計画盛土量の問題点について

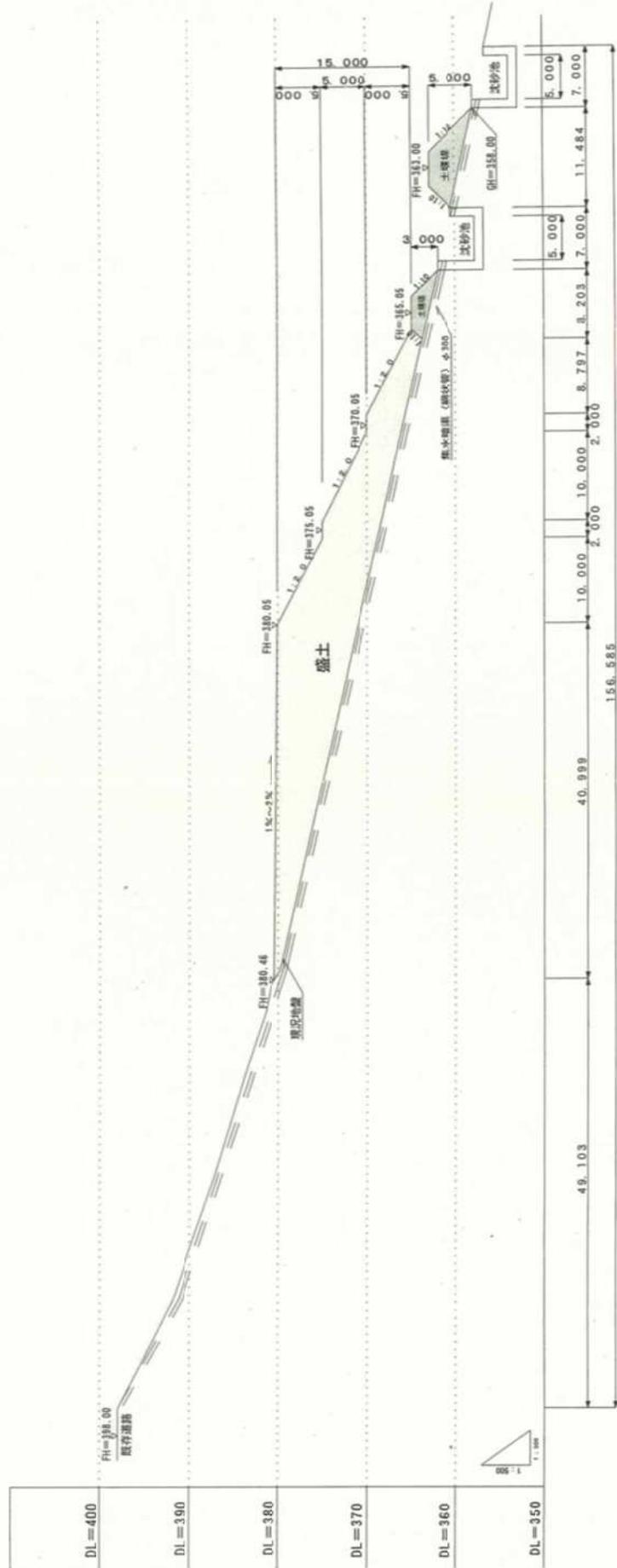
1. A社の届出の土堰堤、盛土計画断面図
 図-1のとおり、標高365mから標高380mの盛土計画となっている。
2. A社の届出の盛土量
 A社は、図-2のとおり、地形図から標高380mまで盛土した場合の合計土量を36,640.34m³としている。
3. 静岡県がA社の届出の地形図から算出した盛土量(2021年9月に算出)
 地形図データが正しいとして、盛土量を算出すると、約8,500m³となる。
4. 静岡県が国土地理院地形図(1967年の空中写真からDSM(デジタル・サーフェス・モデル)として作成した地形図(標高データ)をもとに算出した盛土量(図-3参照)(2021年10月に算出)
 A社届出の地形図が不正確な可能性があるので、1967年のDSMデータを地形図として用いて盛土量(標高380mまで)を算出すると、約5,811m³となる。(地形図が低草木に影響されているとして、実際の地表面はDSMで作成した地形図より50cm低いと仮定して盛土量を算出すると、約6,752m³となる。)

5. 結論

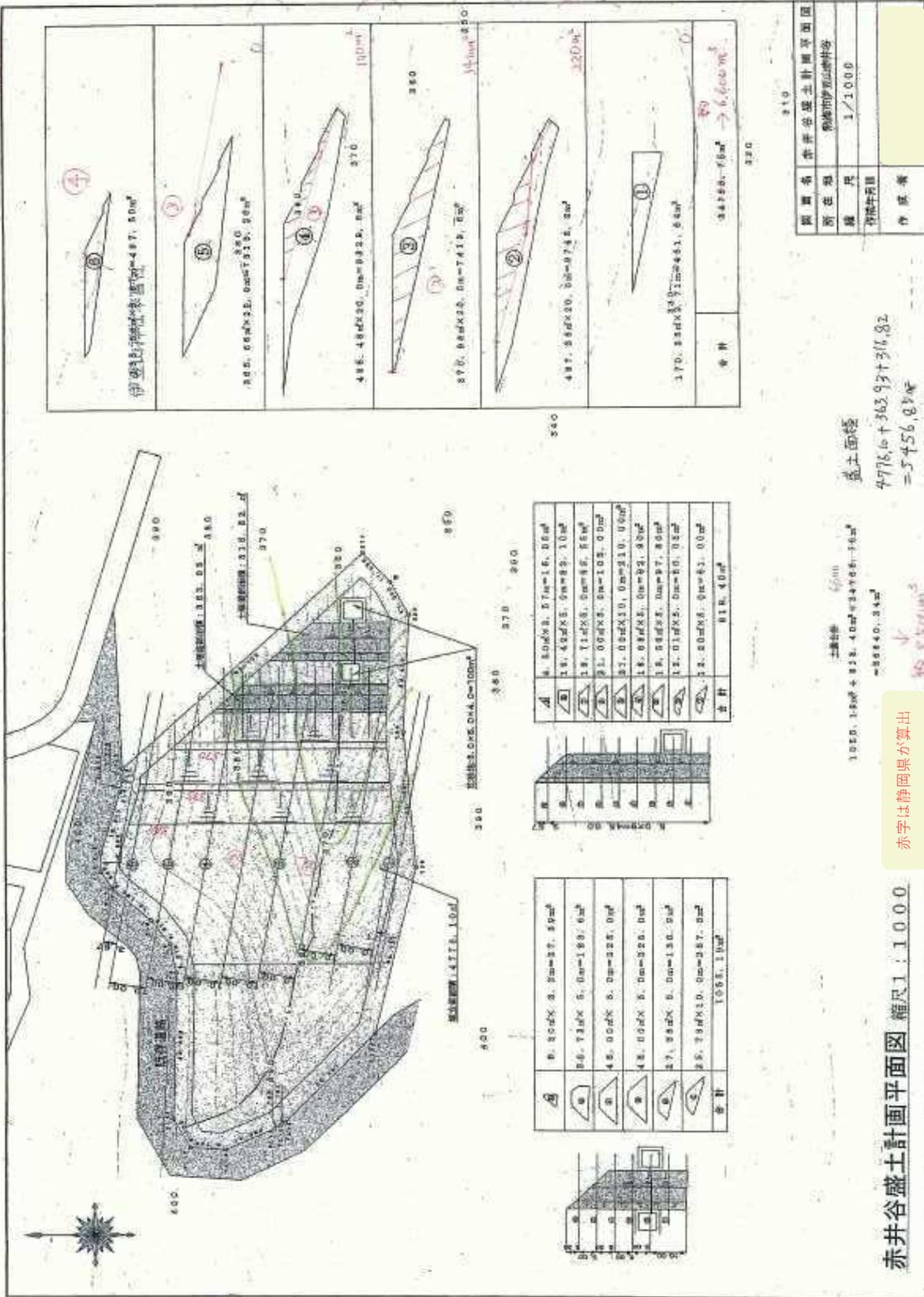
A社届出の盛土量と、地形図から実際に盛土が可能な量(静岡県が算定)に約5倍の違いがあることから、A社は、誤って又は故意に、実態とは異なる過大な盛土可能性を届出した可能性がある。

提出された変更届出書：盛土小段位置の計画

土堰堤、盛土計画断面図 S=1:500



検証1



赤井谷盛土計画平面図 縮尺 1:1000

差分（推定計画盛土 - 1967年DSM）と盛土体積算出

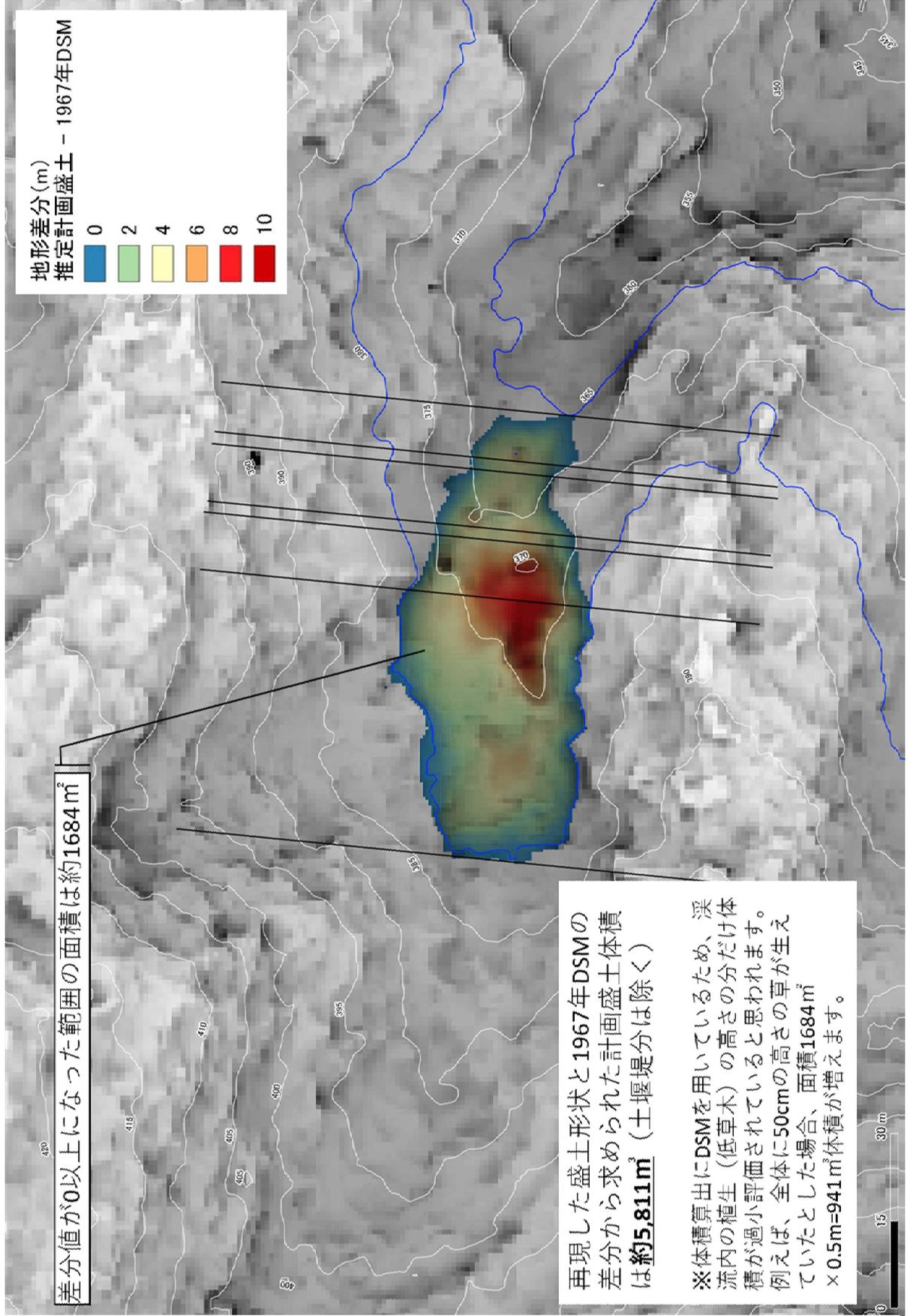
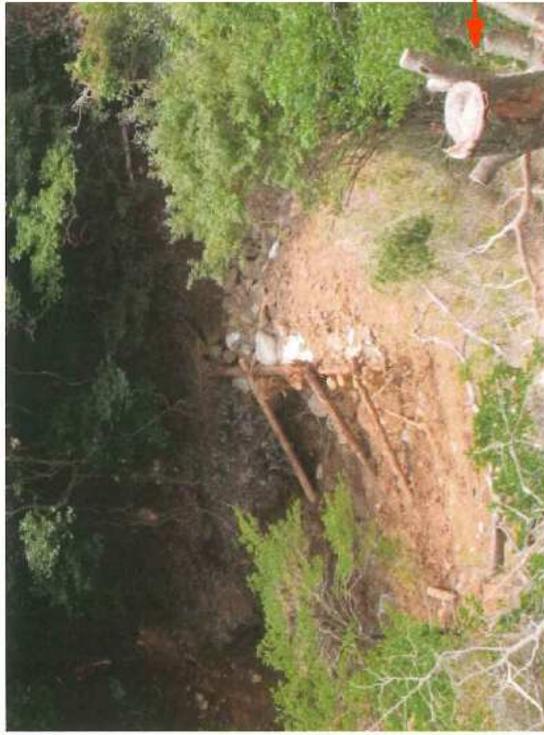
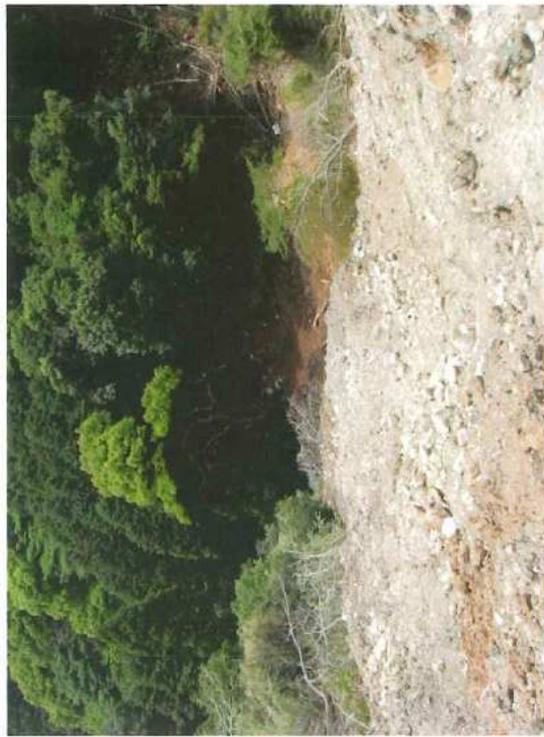




写真-1 2006年9月20日撮影 土地改変行為前の状況



切株

沢の本流の標高 350m 付近に転石土留、その 20m ほど上流に土留柵。森林はすでに広範囲に伐採されている。

写真-2 2007年5月22日撮影 公表ファイル番号 A008 県東部農林事務所現地調査



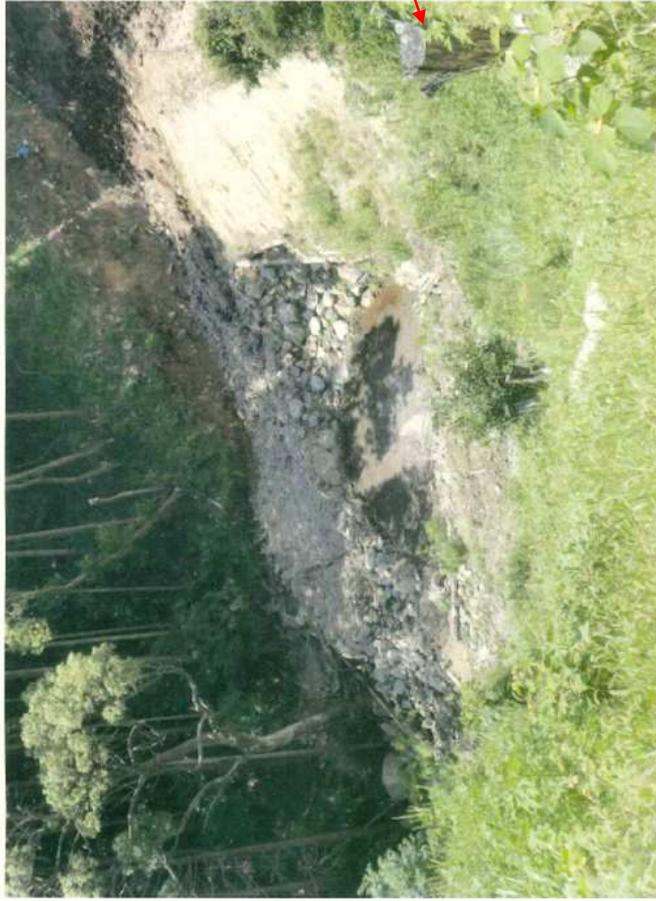
写真-3 2008年12月12日 ヘリコプター撮影（県防災ヘリから）



雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出ていることを確認。



写真-4 2009年10月9日撮影 公表ファイル番号A076 県熱海土木事務所現地調査



切株



盛土はすでに8～9段行われている。盛土の下部の土留は、2007年5月22日撮影のものと同基本構造（転石土留＋土留柵）は同じである。
（注：写真の切株の位置から同じ場所を撮影していることが特定できる。

2007年5月22日の土留は、盛土の流出防止ではなく、無届出造成された斜面地からの土砂流出を防ぐために機能するものである。）

写真-5 (1) 2010年8月30日撮影と推定される 公表ファイル番号 A106

残土処分場の中腹あたりで、固化剤を混ぜながら修復していた。

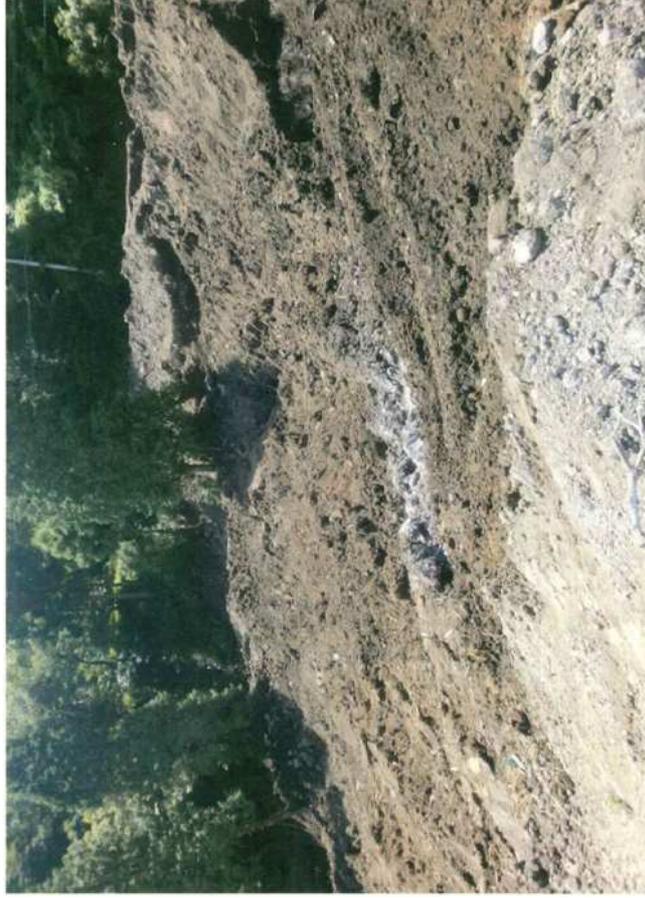
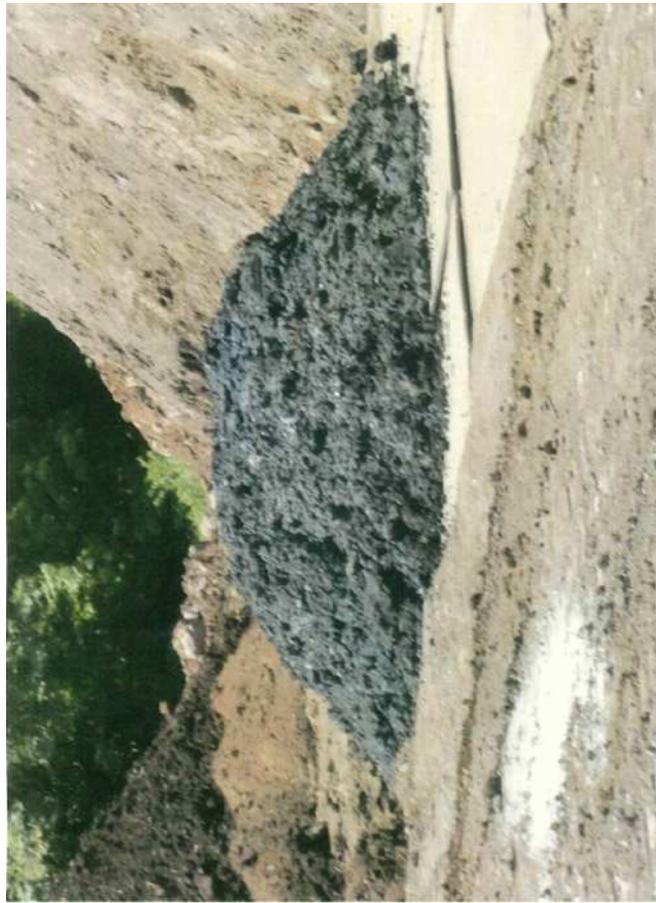


崩れた場所から上段を望む。赤い線あたりから上の土に木くずが混入している。



残土の状況。20～30cm程度の木の棒がかなり混入している。





残土処分場の上部にへドロのようなものが置かれている。最上部は崩落したものである。

写真-5 (3) 2010年8月27日撮影と推定される 公表ファイル番号 A106



写真右では、残土処分場の上部道路よりさらに上部に盛土がされている。

写真-5 (4) 2010年8月27日撮影と推定される 公表ファイル番号 A106



取上段部に入かられている残土



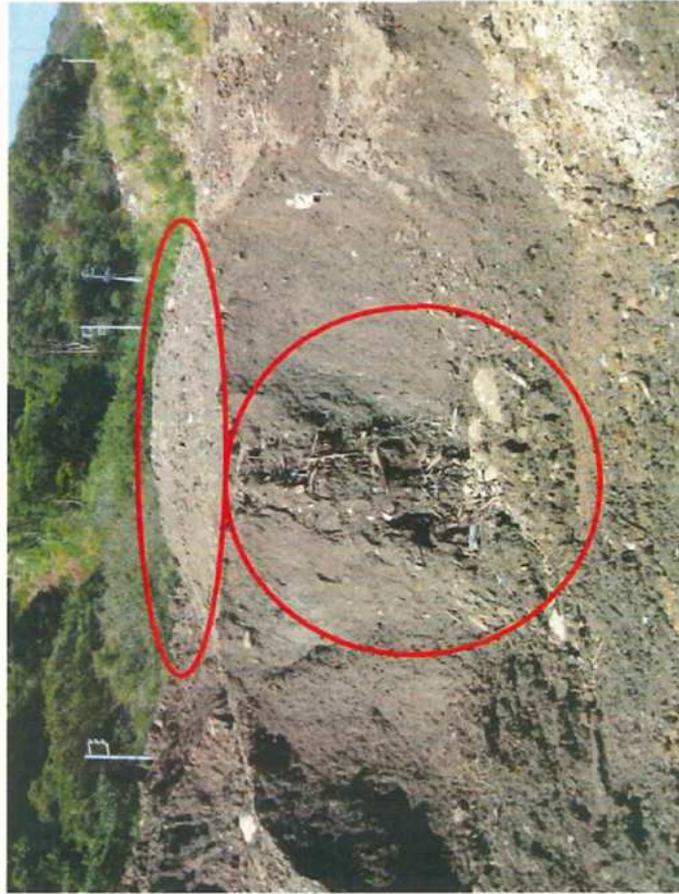
この方向に残土を運ぶための入切を設けるのに使った穴とがここ(赤い丸の盛土)

写真左：残土処分場上部の道路よりさらに上部の盛土

写真右：残土の搬入量は減少したものの、搬入は継続していたと推定される

写真-6 2010年10月7日撮影 公表ファイル番号 A115

写真① 上の囲いが仮置きした木くずの山。下が崩落した断面から現れた木くず



奥から入り口方向を望む。写真右側の上部の斜面側の土が盛り上がっている感じ。



写真一七 2010年11月2日撮影 公表ファイル番号 A129 斜面崩落状況等



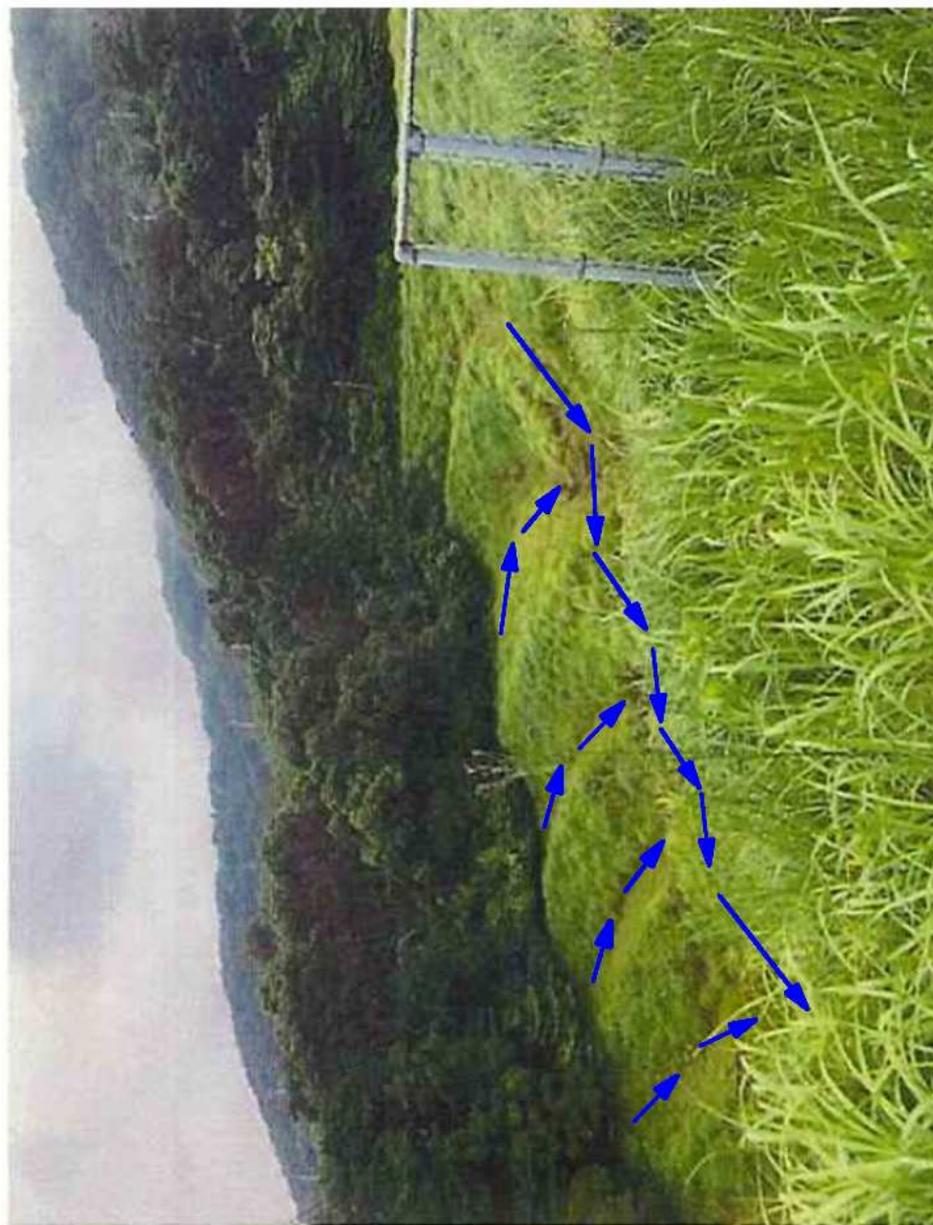
排水状況が悪く、小段の上に水たまり、左岸側に水みち、崩壊が見られる

写真-8 2011年8月30日撮影 公表ファイル番号 A194



盛土左岸側の上部が大きく崩壊したものである。

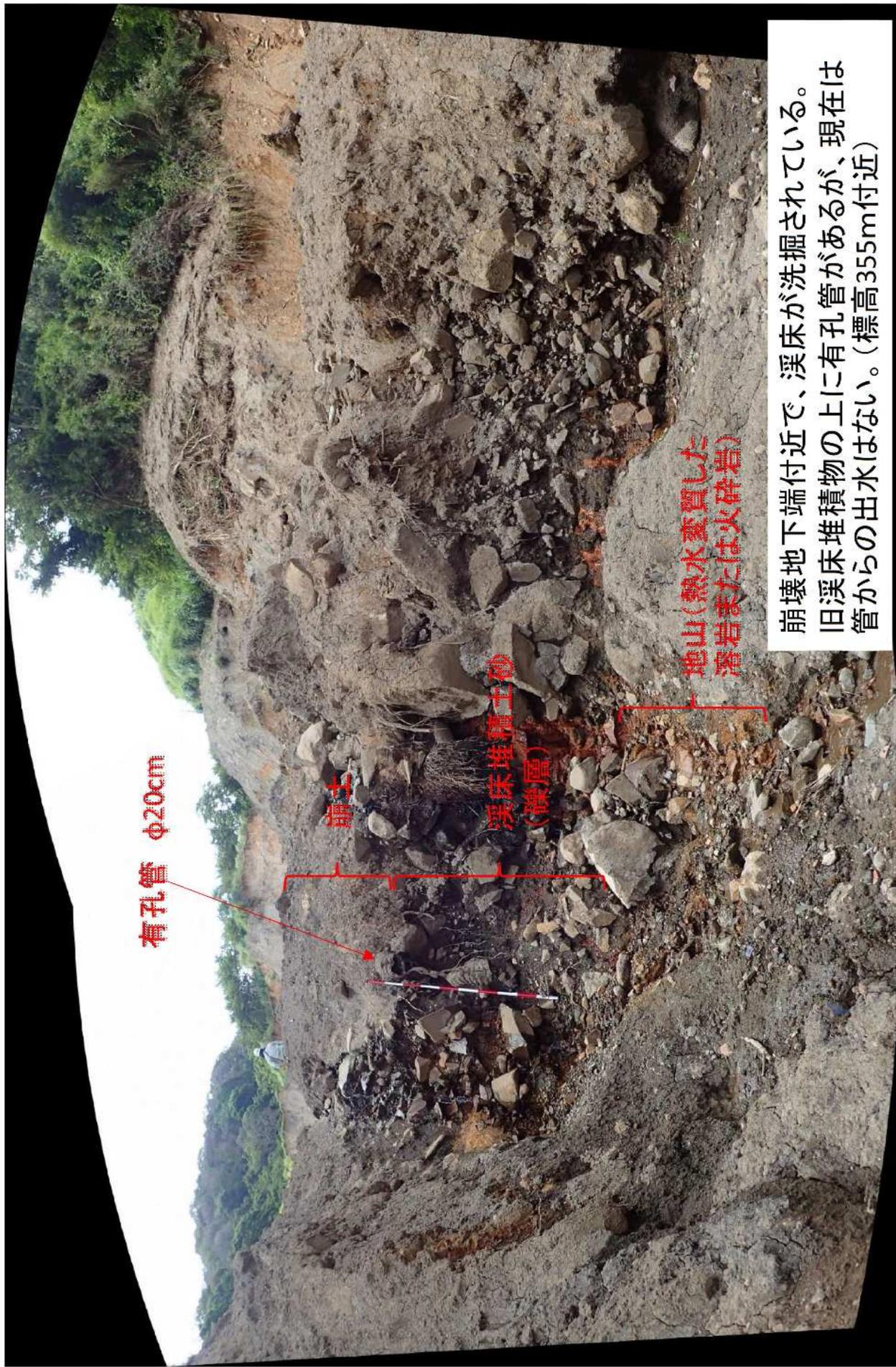
写真-9 2011年10月4日撮影 公表ファイル番号 A196 斜面の崩落修復作業中



→ 推定される水の流れ

全体としては草が繁茂している。左岸側に水みちがみられる。

写真-10 2021年6月30日撮影 公表ファイル番号 A281 県東部健康福祉センターによる現地調査



崩壊地下端付近で、溪床が洗掘されている。
 旧溪床堆積物の上に有孔管があるが、現在は
 管からの出水はない。(標高355m付近)

写真-11 2021年8月2日撮影 崩壊後の盛土下端部

令和 3 年 10 月 18 日

②区域 熱海市逢初川源頭部付近の太陽光発電施設

1 概要

- ① 盛土箇所の隣接地では、宅地造成等規制法及び熱海市の風致地区条例及び森林法（伐採届）に該当する太陽光発電施設の設置工事が行われた。
- ② 宅地造成等規制法に基づく造成事業は、2020 年 12 月 31 日で工期が期限切れとなっているが、事業は継続中の扱いである。市は、開発者N者に対し、工期延長届の提出を指導中である。



関係者一覧

関係者	関係者の説明
C者	現土地所有者
M社	施工者
N社	開発者
O者	C者の代理人

2 経緯

日付	内容	引用文書
2011. 2. 25	現土地所有者C者が土地を取得。	登記情報
2016. 6. 30	市、県東部農林事務所が、現地調査を実施。 無断伐採・形質変更（幅3m、延長400m程度の道）を行って	B001

	ることを確認。市は、開発者N社に対し、今後の計画の聞取りや伐採届の提出を指導することとした。(森林法 10 条の 8 第 1 項) (写真 1)	
2016. 12. 26	市が、N社に対し、宅地造成等規制法に基づき宅地造成を許可(0.81ha)。	熱海市情報
2016. 12. 26	N社及びC者が、伐採届(0.81ha)を市に提出(森林法 10 条の 8 第 1 項)。 ※形質変更面積が 1 ha を超えておらず、県の林地開発許可は不要	B003 B009
2017. 1. 10	市が、現地調査を実施(県東部農林事務所同行)。 上記届出に記載されている伐採期間前に、施工者M社が工事に着手していたことを現地にて確認したため、市が、伐採の中止を指導(森林法 10 条の 9 第 3 項)。	B003
2017. 5. 26	市が、現地調査を実施(県東部農林事務所同行)。 太陽光発電施設の設置工事の施工者M社が当該行為による発生残土について、伐採届を提出することなく付近の沢に捨てていることを確認。	B004
2017. 6. 2	市が、施工者M社及びC者に対し、森林法の遵守について指導。 また、今後の計画について聞取り。(県東部農林事務所同席) 今後の対応として、市主体により、水路等の個別計画及び全体計画の提出と各種手続きを指導することとした。	B005
2018. 2. 19	施工者M社及びC者が、伐採届(0.11ha)を市に提出。 (森林法 10 条の 8 第 1 項)	B010
2018. 2. 28	市が、伐採届の受理通知書を施工者M社に通知。	B010
2021. 7. 4	県熱海土木事務所、県東部農林事務所が、現地調査を実施。 当該地上の水の流れは、開発前に比べて、逢初川源頭部盛土(①区域)の安定に影響を及ぼすことにはなっていないことを確認。	

※宅地造成等規制法の許可に基づく造成事業については継続中(写真 2 (2021. 8. 26))

当初許可した工期限について、N社から工期延長届が提出され、工期延長を 4 回行っているが、2020 年 12 月 31 日で工期が期限切れとなっている。

市が、N社に対して、工期延長届の提出を指導中。(熱海市情報)

②③写真 1 2016年5月16日撮影衛星画像



2016. 5. 4

②写真2 2021.8.26 空撮写真(農林水産省林野庁提供)



令和3年10月18日

③区域 熱海市逢初川源頭部南西側隣接地の緊急伐採

1 概要

- ① 2016年6月30日、市、県東部農林事務所が盛土箇所の南西側隣接地を現地調査したところ、無断伐採・形質変更(土地の造成)が行われていることを確認。
- ② 2017年7月24日、施工者M社及び土地所有者C者から市に対し、「2016年6月の豪雨により土砂崩れが発生したとして、崩れの拡大を防止するため、緊急伐採を実施の上、崩壊地の整形を行った」旨の緊急伐採届(森林法10条の8第3項)の提出があった。



関係者一覧

関係者	関係者の説明
C者	現土地所有者
M社	施工者
O者	C者の代理人

2 経緯

日付	内容	引用文書
2011. 2. 25	現土地所有者C者が土地を取得	登記情報
2016. 6. 30	市、県東部農林事務所が現地調査。無断伐採・形質変更(土地の造成)が行われていることを確認。市は、施工者M社に対し、今	C002

	後の計画の聞き取りや伐採届の提出を指導することとした。 (森林法 10 条の 8) (写真 1)	
2017. 6. 2	市が、施工者M社及びC者に対し、森林法の遵守について指導。また、今後の計画について聞き取り。(県東部農林事務所同席) 今後の対応として、市主体により、水路等の個別計画及び全体計画の提出と各種手続きを指導することとした。	C004
2017. 7. 24	施工者M社及びC者が、緊急伐採届(0.65ha)を市に提出。(森林法 10 条の 8 第 3 項)	C005
2021. 7. 20	市は、C者の代理人O者に対し、市風致地区条例、県土採取等規制条例及び森林法関連通知に基づき、次の点について伝達。(県東部農林事務所同席) <ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年に緊急伐採届が出されているが、その中でも植栽する旨、記載されている。グラウンドではない。その履行(植栽)も終わっていない段階で、次期計画(今回の土砂投棄)を進めるのは、市として認められない。 ・ 土砂投棄は無届で行われているので、代伐届と顛末書を提出すること。 ・ 2017 年 7 月 24 日に提出された緊急伐採届の「理由及び経過書」を踏まえた市の伐採跡地への造林指導に従い、緊急伐採箇所へ植栽を行うこと。 ・ 土砂投棄、太陽光発電施設、緊急伐採箇所が一体の開発であるとして(見なされ)、一体で形質変更面積が 1ha を超えていれば、林地開発違反となる可能性がある。(注 1) 	C012
2021. 8. 26	伐採跡地への植栽は行われていない。 (写真 2)	

(注 1)②③⑦が同一土地所有者に関連する行為のため、⑦の土砂投棄による森林法違反を踏まえ、県・市は、全体として、林地開発許可違反等に関し、行為の適否について調査中。

②③写真 1 2016年5月16日撮影衛星画像



2016. 5. 4

③写真2 2021.8.26 空撮写真(農林水産省林野庁提供)



令和 3 年 10 月 18 日

④区域 熱海市逢初川源頭部北側隣接地の宅地造成 1

1 概要

- ①開発者 P 社は、⑤区域における 2002 年 12 月 26 日付けの開発許可後、同時期に、④区域において、都市計画法第 29 条の開発行為の許可を受けずに開発行為を行っており、静岡県はこれに対する違反処理を 2003 年 2 月より行ってきた。
- ②2006 年 4 月 1 日より、熱海市へ都市計画法及び宅地造成等規制法の権限が移譲された後、別の開発者 I 社が、市に宅地造成に係る申請をし、同 4 月 11 日に許可を受けた。
- ③2006 年 9 月、I 社が、市に開発区域を拡大する変更許可申請を行い、同年 10 月 18 日、市はこれを許可した。
- ④2008 年 4 月、県東部農林事務所は、上記拡大区域の一部について、森林区域が含まれていることを認知。
- ⑤県東部農林事務所は、本来、森林法(第 10 条の 2)の林地開発許可を要する 1 ヘクタールを超える森林の土地の改変行為が無許可で行われていることを確認したため、同年 5 月 1 日、I 社に対し、行為の中止及び復旧を文書指導。
- ⑥2008 年 5 月 30 日、県東部農林事務所は、復旧工事の完了を確認した。
- ⑦復旧後、I 社は、当該地について、森林法に基づく林地開発許可申請を行い、県東部農林事務所は、2008 年 7 月 8 日、これを許可。
- ⑧林地開発許可以降、I 社による工事が実施されたが、2008 年 10 月頃から I 社の事情により事業が停滞。2014 年には I 社(2012 年 12 月、I 社→Q 社に社名変更)が解散した。
- ⑨2010 年 7 月、I 社の林地開発許可地に D 社が残土搬入。D 社は I 社の工事施工者。
- ⑩その後、宅地造成工事は中断。自然緑化が進んでいる。2020 年、C 者が林地開発行為の地位を承継。2021 年 10 月現在、工事再開には至っていない。



関係者一覧

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者、開発社I社代理人
C者	現土地所有者、開発社（I社から承継）
D社	土採取等規制条例届出書 現場責任者（2007.3.9～） ④区域の林地開発許可の施工者
F社	木くず混じりの土砂の搬入者
P社	開発者
I社	開発者
Q社	開発者（I社が社名変更）
K社	現土地所有者が経営するグループ会社
R者	代表清算人
Z社	④区域D工区の土地所有者

2 経緯

日付	内容	引用文書
2003. 2. 7	都市計画法第29条の開発行為の許可を受けずに開発行為が行われていることから、開発者P社の宅地開発地について、県土地対策室、県熱海土木事務所が、許可箇所の施工状況及び無許可箇所の現地調査を2003年2月6日に実施。 (現場の状況) ・ 上側は切土中。下側は切土が完了し、宅地造成中。 ・ 巨石設置、芝生広場、建築予定地が平地に造成されており、入口付近に、モニュメントやペンション建設の看板を設置。 (2003.6完成と記載)	D001
2003. 2. 13	県熱海土木事務所が、P社に対し、都市計画法第80条に基づく資料の提出及び報告についての文書を発出。(宅地造成の現在までの工事施工に関する資料を要求) P社に対し、行政手続法第30条の規定による弁明の機会の付与通知書を発出。 (不利益処分の原因となる事実) 都市計画法第29条に違反し、開発行為の許可を受けずに開発行為が行われた。	D004 D005
2003. 2. 18	P社が、県熱海土木事務所に、都市計画法第80条に基づく報告書を提出。	D008
2003. 2. 18	P社が、県熱海土木事務所に、行政手続法第29条第1項の規定による弁明書を提出。	D009
2003. 2. 21	県熱海土木事務所が、P社に対し、都市計画法第81条第1項による命令を発出。 (命令する理由)	D015

	<p>都市計画法第 29 条第 1 項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行ったため。</p> <p>(命令する内容)</p> <p>熱海市伊豆山字嶽ヶ、字水立における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する計画書を、2003 年 3 月 10 日までに県熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。</p>	
2003. 2. 21	<p>県熱海土木事務所が、P 社に対し、弁明の機会の付与通知書を発出。</p> <p>(予定される不利益処分の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2002 年 12 月 26 日付けで許可した開発行為を直ちに停止すること。 ・ 土砂の流出の防止等の工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画をたて、県熱海土木事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。 <p>(不利益処分の原因となる事実)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 都市計画法第 80 条第 1 項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提出がなく、許可の条件に違反していると認められること。 ② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。 ③ ①及び②から、工事実施者が、都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くと認められるに至ったこと。 ④ 貴社は、熱海市伊豆山字嶽ヶ外 10 筆の土地において、都市計画法第 29 条第 1 項に違反して開発行為を行い、都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する、開発行為を行うために必要な信用を欠くと認められるに至ったこと。 	D016
2003. 2. 25	<p>県土地対策室は、P 社の県熱海土木事務所発出文書に対する上申書（行政処分の撤回と適切な指導を上申）を受領。</p>	D021
2003. 2. 26	<p>県熱海土木事務所が行った違反標識設置の対応。</p>	D023
2003. 2. 27	<p>P 社が、県熱海土木事務所へ、行政手続法第 29 条第 1 項の規定に基づき、都市計画法第 81 条第 1 項に基づく措置命令について弁明書を提出。</p>	D028
2003. 2. 27	<p>P 社が、県熱海土木事務所へ、開発許可取得済みの箇所についての工事停止命令にかかる弁明書を持参。</p>	D029
2003. 2. 28	<p>県熱海土木事務所が、P 社に対し、都市計画法第 81 条第 1 項による命令を発出。</p> <p>P 社が 2002. 12. 9 付けで申請し、2002. 12. 26 付けで県熱海土木事務所が許可した都市計画法第 29 条の開発行為について、都市計画法第 81 条の規定に基づき、資料の提出を求めた。資料の提出期限は 2003 年 2 月 20 日。</p>	D033 D035

2003. 3. 6	県建築安全推進課、県熱海土木事務所が、宅地造成等規制法に係る処理の打合せ及び現地確認を実施。	D039
2003. 3. 7	県熱海土木事務所が、都市計画法第 81 条に基づく標識設置へ立ち会い。	D043
2003. 3. 10	P 社は、県熱海土木事務所に防災工事の計画について文書を持参。	D046
2003. 3. 14	県熱海土木事務所が、P 社に対し、宅地造成等規制法第 18 条に基づく報告を求めた。	D049
2003. 3. 19	県土地対策課、県建築安全推進課、県熱海土木事務所が、宅地造成工事箇所での現地視察を実施。	D051
2003. 5. 1	<p>県熱海土木事務所は、P 社に対し、宅地造成等規制法第 8 条の規定により許可した宅地造成に関する工事に関し、同法第 13 条第 2 項の規定に基づき命令した。</p> <p>(命令する理由)</p> <p>① 許可の条件で整備することとされている、工事の施工状況を示す資料が整備されておらず、許可に附した条件に違反していること。</p> <p>② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。</p> <p>③ ①及び②のため、当該宅地造成に関する工事が、法第 9 条第 1 項の規定に適合していることが確認できないこと。</p> <p>(命令する内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002 年 12 月 26 日付けで許可した宅地造成に関する工事を停止すること。 ・土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、2003 年 5 月 14 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。 	D062
2003. 9. 5	県熱海土木事務所は、開発者 P 社に対し、都市計画法の第 81 条第 1 項の規定に係る防災工事承認申請について承認。	D067
2003. 9. 5	県熱海土木事務所が、P 社に対し、宅地造成等規制法の措置命令に係る防災工事を承認。	D068
2005. 6. 14	<p>県熱海土木事務所が、P 社から提出された都市計画法及び宅地造成等規制法の措置命令に係る防災工事完了届を受理。</p> <p>※2005 年 10 月 24 日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測</p>	D081
2005. 6. 20	<p>県熱海土木事務所が、P 社に対し、都市計画法開発行為に係る防災措置命令を解除。</p> <p>※2005 年 10 月 24 日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測</p>	D081
2005. 8. 25	<p>県熱海土木事務所が、P 社に対し、宅地造成等規制法宅地造成に係る命令を解除。</p> <p>※2005 年 10 月 24 日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測</p>	D081
2006. 4. 11	<p>市は、I 社による都市計画法開発許可、宅地造成規制法に基づく宅地造成の許可を通知。(開発者が P 社→ I 社に変更)</p> <p>(宅地面積 19,992.84 m²)</p>	※市に聞き取り

	(県の注釈) ※都市計画法開発許可の申請にあたり、P社は、それまでの違反行為により県から申請者としては不適格と伝えられていたため、関連会社であるI社が申請したと思われる。 ※2006年4月1日より都市計画法及び宅地造成等規制法の権限は市に移譲されている。	
2006. 10. 18	変更許可(開発面積の変更 49,850.46 m ²)	同上
2006. 11. 27	部分完了1 C工区 16,593.11 m ²	同上
2007. 7. 24	変更許可(土地利用計画及び造成計画の変更)	同上
2007. 7. 31	部分完了2 E工区 12,266.19 m ²	同上
2008. 4. 10	県東部農林事務所が現地調査を実施。 森林区域と思われる箇所において、既に伐採が完了し、造成工事がかなり進んでいることを確認。 (写真1)	D082
2008. 4. 15	市から県東部農林事務所に対し、「(変更許可)当時、今回の箇所について、森林区域に該当するとは思わなかった。改めて確認したところ、明らかに森林を超えて開発していることを確認した。」旨の説明。	D083
2008. 5. 1	県東部農林事務所は、I社に対し、森林法第10条の2(林地開発許可)違反に係る行為の中止及び復旧を文書指導。	D089
2008. 5. 23	I社は、県東部農林事務所に復旧計画書を提出。 (内容) ・復旧面積 20,202 m ² ・種子吹付工…5296.46 m ² 、 ・緑化工(植栽・吹付)…14,905.27 m ² (写真2)	D097 D098
2008. 5. 30	県東部農林事務所は、現地調査を実施。 復旧工事の完了を確認。 同日付で、I社に対し復旧工事完了届の受理通知を发出。 同日付で、I社から林地開発許可申請書が提出される。	D100 D101 D102
2008. 7. 8	県東部農林事務所は、I社に対し、森林法に基づく林地開発許可。 (目的:住宅団地の造成) 林地開発許可面積:1.9384ha	D107
2008. 7. 10	I社は、県東部農林事務所に林地開発行為着手届を提出。	D108
2008. 8. 1	I社は、県東部農林事務所に林地開発行為防災工事完了届(仮設沈砂池2箇所)を提出。	D110
2008. 8. 5	県東部農林事務所は、防災工事完了確認を行ったが、沈砂池の寸法不足により是正を指示。	D111
2008. 10. 15	I社は、県東部農林事務所に林地開発行為防災工事完了届(2008年8月5日の是正対応)を提出。 (写真3)	D117
2008. 10. 20	I社は、県東部農林事務所に林地開発変更届を提出(工期の延長:2008.10.23→2009.10.23)。	D119
2008. 10. 20	県東部農林事務所が、市に防災工事完了確認調査の立会を依頼。 市:I社の経営状態が急激に悪化し、現場がストップしている。	D120

2008. 12. 3	<p>県東部農林事務所が、I社代理人に対し、現場の今後の見通しを聞き取り。</p> <p>I社：社会経済情勢が変化しないとなんともいえない。</p>	D122
2008. 12. 5	<p>県東部農林事務所、市が、現地確認及び今後の対応について打ち合わせ。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的な金融危機により、I社の経営が急激に悪化。 ・現在、土工事途中であり、このまま工事が停止すると防災上非常に危険。 <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事完了が困難であれば中止届を提出させる。 ・現状のままでは防災上危険であるため、仮設沈砂池を早急に整備させ、防災工事を完了させる。(写真4) 	D123
2008. 12. 24	<p>県東部農林事務所、市が、現状で工事が中断した場合を想定し現地調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面については種子が吹き付けられており、植栽も行われている。 ・仮設沈砂池についても、ほぼ当初計画箇所に容量を満足する規模の沈砂池形状の素掘りがある。 	D124
2009. 1. 19	<p>県東部農林事務所が、I社代理人に対し状況の確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤井谷を請負う業者がD工区の排水施設工事を行う予定。 	D126
2009. 1. 28	<p>県東部農林事務所が、I社代理人に対し、防災工事の進捗状況について確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金繰りが思わしくなく作業の手が確保できていない。 ・着手は2月中旬以降になる見込み。 	D127
2009. 3. 9	<p>市から県東部農林事務所に情報提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先週、現地にて若干ではあるものの工事が進んでいることを確認。 	D129
2009. 4. 3	<p>県東部農林事務所が、現場の進捗状況を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・横断排水溝が完成されている等、若干の工事進行が見られた。 	D131
2009. 6. 24	<p>県東部農林事務所が、現場の進捗状況を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口付近の切土法面にブロック積を施工中。 ・仮設沈砂池形状の素掘りを確認。 ・植栽(マツ)の活着良好、法面緑化は不良。 	D139
2009. 10. 20	<p>県東部農林事務所が、I社代理人に林地開発許可の工期及び今後の手続きについて確認(～2009. 10. 23)。中止届の提出を検討するよう打診。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届(工期延長)としたい。 ・再着手についても資金の目途がつきそうである。 	D143
2009. 10. 23	<p>I社が変更を届け出た工期(2008年10月23日)が切れる。</p>	D143

2009. 11. 2	県東部農林事務所が、I社代理人に対し、工期切れに対する対応を口頭指導。	D144
2009. 12. 2	I社代理人から県東部農林事務所に連絡。 ・変更届（工期延長）か中止届を提出するようにとの話であったが、今後の方針を社長と打合せできない状況なので、しばらく待って欲しい。	D147
2010. 7. 22	I社の林地開発許可地にD社が残土搬入しているとの情報があったので、市、県東部農林事務所が現地調査を実施。 ・現在、計画地盤より低いため、計画地盤までもっていくための土砂搬入であれば、目的外工事とはいえない。単なる残土処理では変更許可が必要となる。 ・D社は、I社の工事施工者として申請されているので、I社の指示であれば問題ない。	D151
2010. 11. 10	県東部健康福祉センター、県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、打合せ。 宅地造成が中断したままのD工区については再開の目処が立たない。2010年8月に敷地の造成工事を行う名目で土砂の搬入が行われたが、9月に入り、作業は終了した。作業は、D社、①区域の現場への木くず混じりの土砂の搬入者F社が行った。（D工区の土地所有者はZ社だが、実質はA社。）	D163
2010. 12. 3	I社がQ社に商号を変更。	登記情報
2011. 3. 4	I社の会社が申請時の所在場所になく、電話不通状態。 県東部農林事務所、県森林計画課が現地調査。以下の状況を確認。 ・掘削途中の切土法面が放置されている。 ・沈砂池が設置されているが、位置が不適切で、土砂が流入しない。 ・盛土用の土砂（木くず混じり）が仮置きされている。 →文書指導を行うことを決定。	D168
2011. 3. 17	市、県土地対策課、県森林計画課が、現状の確認と今後の対応について協議。 県東部農林事務所からI社に対し、配達証明郵便で文書指導を行う予定。指導に従わない場合又は到達しない場合には中止命令を検討する。	D173
2011. 3. 25	県東部農林事務所が、I社に対し、許可条件違反について是正措置をとるよう通知。 ・下流へ土砂が流出しない位置に沈砂池を設置し、防災工事の完了確認を受けること。 ・掘削法面勾配を是正し、早期緑化を図ること。 ・盛土材料の木片等の異物を除去すること。 後日、宛先不明で返送された。	D175 D177
2011. 5. 19	県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センターが、A社、現土地所有者C者が経営するグループ会社K社に対し、指導。「廃棄物をC工区からD工区に移動させることは認めない。」旨、伝えた。	D183

2012. 4. 5	県東部農林事務所が、現地確認を実施し、市に情報伝達。 工事の進捗なし。切土面、盛土面から土砂の流出の形跡なし。 徐々に自然緑化が進行。	D198
2014. 4. 16	Q社解散。(代表清算人R者)	登記情報
2020. 1. 10	林地開発行為の地位承継。(Q社代表清算人R者→C者)	D227
2020. 3. 17	C者が、県東部農林事務所に林地開発許可の地位承継届(森林法 施行細則第9条)を提出。	D227
2020. 3. 23	県東部農林事務所が、C者に対し、地位承継届受理通知を发出。	D228

現在、事業継続中(写真5(2021.8.26))

令和 3 年 10 月 18 日

⑤区域 熱海市逢初川源頭部北東側隣接地の宅地造成 2

1 概要

- ① ⑤区域では、都市計画法及び宅地造成等規制法に基づき、2002 年 12 月に開発者 P 社が、県熱海土木事務所に宅地造成に係る申請をし、許可を受けた。
- ② 2006 年 3 月、宅地造成が完了（都市計画法開発許可の完了検査、検査済証交付済み）。
- ③ 完了までの間、いくつもの問題行為はあったが、対応措置が行われた。



関係者一覧

関係者	関係者の説明
P 社	開発者
X 社	P 社からの開発許可等の承継者

2 経緯

日付	内容	引用文書
2002. 12. 9	開発者 P 社が、市を經由して県熱海土木事務所に都市計画法第 29 条の開発許可申請書を提出。 開発区域面積 19379.64 m ² 、専用住宅 50 戸	E001
2002. 12. 26	県熱海土木事務所が、P 社に対し、都市計画法第 29 条の開発行為許可を通知。	E002
2002. 12. 26	県熱海土木事務所が、P 社に対し、宅地造成等規制法許可に基づ	E024

	く宅地造成を許可。(宅地面積 19,379.64 m ²)	
2003. 2. 6	P社が、実施している宅地開発地について、県土地対策室と県熱海土木事務所が許可箇所の施工状況及び無許可箇所の現地調査を実施。	E003
2003. 2. 13	県熱海土木事務所が、P社に対し、都市計画法第80条に基づく資料の提出及び報告についてを発出。 (この時点までの工事施工に関する資料を要求)	E004
2003. 2. 13	県熱海土木事務所が、P社に対し、行政手続法第30条の規定による弁明の機会の付与通知書を発出。 (不利益処分の原因となる事実) 都市計画法第29条に違反し、開発行為の許可を受けずに開発行為が行われた。	E005
2003. 2. 14	P社が、違反造成容疑による弁明の機会の付与及び開発許可地の施工状況確認のための報告要求について、説明のため県熱海土木事務所へ来訪。 【無許可箇所】 ・県熱海土木事務所は、工事停止命令の可能性も踏まえての弁明の機会付与の通知である旨を伝達。 【許可済箇所】 ・県熱海土木事務所は、不適切施工箇所やナンバー無の不審車を確認したことから今回の報告要求を行う。	E006
2003. 2. 18	P社が、県熱海土木事務所に都市計画法第80条に基づく報告書を提出。	E008
2003. 2. 18	県熱海土木事務所が、P社から、行政手続法第29条第1項の規定による弁明書の提出を受けた。	E009
2003. 2. 19	P社が、違反造成容疑による弁明の機会の付与及び開発許可地の施工状況確認のための報告要求について、追加資料の提出のため県熱海土木事務所に来庁。	E011
2003. 2. 21	県熱海土木事務所が、P社に対し、都市計画法第81条第1項による命令を発出。 (命令する理由) 都市計画法第29条第1項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行ったため。 (命令する内容) 熱海市伊豆山字嶽ヶ、字水立における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する計画書を、2003年3月10日までに県熱海土木事務所までに提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施す	E012.1

	ること。	
2003. 2. 21	<p>県熱海土木事務所が、P社に対し、弁明の機会の付与通知書を出。</p> <p>(予定される不利益処分の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2002年12月26日付けで許可した開発行為を直ちに停止すること。 ・土砂の流出の防止等の工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画をたて、県熱海土木事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。 <p>(不利益処分の原因となる事実)</p> <p>① 都市計画法第80条第1項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提出がなく、許可の条件に違反していると認められること。</p> <p>② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。</p> <p>③ ①及び②から、工事施行者が、都市計画法第33条第1項第13号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くと認められるに至ったこと。</p> <p>④ 貴社は、熱海市伊豆山字嶽ヶの土地において、都市計画法第29条第1項に違反して開発行為を行い、都市計画法第33条第1項第12号に規定する、開発行為を行うために必要な信用を欠くと認められるに至ったこと。</p>	E012. 2
2003. 2. 25	<p>県土地対策室は、P社から、都市計画法第81条第1項に基づく命令書、行政手続法第30条の規定に基づく弁明の機会の付与通知書に対する上申書(行政処分の撤回と適切な指導を上申)を受領。</p>	E014
2003. 2. 27	<p>P社が、県熱海土木事務所に、行政手続法第29条第1項の規定により、都市計画法第81条第1項に基づく措置命令について弁明書を提出した。</p>	E016
2003. 2. 28	<p>県熱海土木事務所が、P社に対し、都市計画法第81条第1項による命令を出。</p>	E018
2003. 3. 6	<p>県建築安全推進課、県熱海土木事務所が、宅地造成等規制法に係る処理の打合せ及び現地確認を実施。</p>	E024
2003. 3. 10	<p>P社は、県熱海土木事務所に防災工事の計画について文書を持参。</p>	E025
2003. 3. 14	<p>県熱海土木事務所が、P社に対し、宅地造成等規制法第18条に基づく報告を求める文書を出。</p>	E028
2003. 3. 19	<p>県土地対策課、県建築安全推進課、県熱海土木事務所が、宅地造成工事箇所での現地視察を実施。</p>	E030

2003. 3. 20	P社が、県熱海土木事務所へ、宅地造成等規制法第18条に基づく報告の期限までの提出が困難である旨の連絡。	E031
2003. 3. 25	P社が、県熱海土木事務所へ宅地造成等規制法第18条に基づく報告。	E034
2003. 4. 14	県熱海土木事務所が、P社に対し、宅地造成等規制法に基づく措置命令に係る弁明の機会の付与を通知。 ※2005年10月24日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測	D081
2003. 4. 25	P社が、県熱海土木事務所へ、宅地造成等規制法に基づく措置命令に係る弁明書を提出。	E037
2003. 5. 1	県熱海土木事務所が、P社に対し、宅地造成等規制法第8条の規定により許可した宅地造成に関する工事に関し、同法第13条第2項の規定に基づき命令。 (命令する理由) ① 許可の条件で整備することとされている、工事の施工状況を示す資料が整備されておらず、許可に附した条件に違反していること。 ② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。 ③ ①及び②のため、当該宅地造成に関する工事が、法第9条第1項の規定に適合していることが確認できないこと。 (命令する内容) ・2002年12月26日付けで許可した宅地造成に関する工事を停止すること。 ・土砂の流出の防止等、工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画書を、2003年5月14日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。	E038
2003. 7. 30	P社が、県熱海土木事務所に対し、都市計画法に基づく防災工事計画書を提出。	E040
2003. 9. 2	県土地対策室は、P社が県熱海土木事務所に提出した防災工事承認申請について、同所が承認する旨の報告を受けた。	E041
2003. 9. 5	県熱海土木事務所は、P社に対し、都市計画法の第81条第1項の規定に係る防災工事承認申請について承認。	E042
2003. 9. 5	県熱海土木事務所が、P社に対し、宅地造成等規制法の措置命令に係る防災工事を承認。	E043
2005. 6. 14	県熱海土木事務所が、P社から提出された都市計画法及び宅地造成等規制法の措置命令に係る防災工事完了届を受理。 ※2005年10月24日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測	D081

2005. 8. 9	<p>県熱海土木事務所へ、P社からX社への都市計画法に係る地位の承継を申請。</p> <p>※2005年10月24日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測</p>	担当メモ
2005. 8. 18	<p>県熱海土木事務所が、P社からX社への宅地造成等規制法に係る承継届を受理。</p> <p>※2005年10月24日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測</p>	担当メモ
2005. 8. 25	<p>県熱海土木事務所が、P社からX社への都市計画法に係る地位の承継を承認。</p> <p>※2005年10月24日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測</p>	担当メモ
2005. 8. 25	<p>県熱海土木事務所が、都市計画法開発行為及び宅地造成等規制法宅地造成に係る命令を解除。</p> <p>※2005年10月24日付け担当者作成資料に記載の内容からの推測</p>	D081
2006. 3. 24	<p>県熱海土木事務所が、X社に対し、都市計画法開発許可の完了検査・検査済証交付。</p>	開発登録簿
2006. 4. 1	<p>熱海市に許認可（宅地造成等規制法・都市計画法）に関する権限を移譲。</p>	

⑥区域 熱海市逢初川源頭部北西側の産業廃棄物

1 概要

- ① 2009年2月、⑥区域で、ガレキ等の産業廃棄物が放置されていることが判明した。周囲に住家や河川などが無いことから、直ちに生活環境保全上の支障のおそれはないと判断していた。
- ② 県東部健康福祉センターが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、2009年頃から前土地所有者A社に対し、2013年頃から現土地所有者C者に対し、繰り返し廃棄物を撤去するよう指導している。
- ③ 県東部健康福祉センターは、A社の廃棄物の撤去が進まず、C者自らが廃棄物を撤去するとの申出があったため、C者に対し撤去依頼を行ってきた。
- ④ 2013年4月、C者が経営するK社が同所に廃棄物を埋め立てたことが判明したため、C者に埋め立てた廃棄物の撤去指導をした。
- ⑤ 県東部健康福祉センターは、その後も廃棄物撤去指導を繰り返し行っている。
- ⑥ C者は、廃棄物撤去作業は行うが、待ってほしい旨を述べ、現在も撤去されていない状況である。
- ⑦ 現在、廃棄物は土中に埋まった状態であり、地盤の崩壊等が発生しなければ、廃棄物の飛散や流出のおそれはないと判断している。
- ⑧ 今後もC者に対し、廃棄物の撤去を指導していく。
- ⑨ 今後、土木の専門家等の意見を踏まえて、土砂の崩壊に伴って廃棄物の飛散・流出のおそれがあると認められる場合は、措置命令の発出を検討する。



関係者一覧

関係者	関係者の説明
A社	前土地所有者
C者	現土地所有者
F社	木くず混じりの土砂の搬入者
K社	現土地所有者が経営するグループ会社
S社	処理委託を受けた産業廃棄物処理業者

2 経緯

日付	内容	引用文書
2009. 2. 5	市の通報に基づき県廃棄物リサイクル課（県東部健康福祉センター廃棄物課）が本件を認知。 県東部健康福祉センターが、⑥区域の現場にがれき類及び繊維くずが山積みになっている状況を確認。 排出元は日金町解体工事現場（日金町）と判明した。（写真1）	F004 F005
2009. 5. 28	前土地所有者A社から県東部健康福祉センターに対し、⑥区域の現場、日金町の廃棄物自社処理に関し、移動式破砕機の使用を認めてほしい旨の要望あり。	F019
2009. 8. 27	県東部健康福祉センターが、A社に対し、移動式破砕機の条件付使用を認める旨を伝えた。	F030
2010. 1. 13	A社が、日金町解体工事に伴い排出された廃棄物の⑥区域の現場への搬出と破砕を行いたいが、資金難でできない旨、主張。	F044
2010. 5. 26	県東部健康福祉センターが、⑥区域の現場に廃自動車が放置されている状況を確認。	F050
2010. 11. 19	重機オペレーター、①区域の現場への木くず混じりの土砂の搬入者F社が、県東部健康福祉センター立会いの下、2010年10月20日に①区域の現場で掘り起こされた木くずの全てを⑥区域の現場に運搬した。	F084 F085
2011. 3. 16	県東部健康福祉センターが、⑥区域の現場に新たにガスコンロ、照明器具、便座が投棄されている状況を確認。	F104
2011. 6. 30	A社が、県東部健康福祉センターに対し、今後の計画を提出。 計画書：ガラ出しを日金町から開始。その後ニムラ（ニブラ）で破砕、万一、ゴミが出た場合は廃掃法に基づき適正に処理する。以上の処理はA社が責任をもって行う。	F124
2013. 1. 9	C者から県東部健康福祉センター所長あてに書面が提出された。 「A社が県当局による再三の指導にも拘わらずがれき等の撤去作業を放置しているため、現土地所有者として善意をもって解決する覚	F159

	<p>悟でいる。」</p> <p>ヘリポートの設置計画や⑥区域の現場の廃棄物の処理計画（破砕し再利用したい旨）が記載されている。</p>	
2013. 2. 12	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>重機を操縦した作業員が、がれきの分別・破砕作業を行っていた。以前と比べてがれきの山は幾分か減少し、代わりに砕石、鉄筋の山が大きくなっていた。</p> <p>(写真2)</p>	F163
2013. 4. 16	<p>県東部健康福祉センターが、⑥区域の現場の廃棄物が埋立てられ、整地されている状況を確認。</p> <p>(写真3)</p>	F168
2013. 5. 8	<p>県東部健康福祉センターが、C者が経営するグループ会社K社の担当者、同社重機オペレーターに対し、事情聴取。</p> <p>K社ら：⑥区域の現場の廃プラ等は処分業者に処理委託をした。がれき類については約1,000 m³を埋立てた。C者は「自分の土地だからどのように使ってもいいだろう。」と言っている。</p> <p>埋立てたがれきを掘り起こし撤去する旨の指導を開始した。(この日指導票は受取保留)</p>	F169
2013. 5. 16	<p>県東部健康福祉センターが、K社による⑥区域の現場の廃プラ等の処分についてマニフェストを確認。</p> <p>2013年3月25日～4月6日分(計10回) 排出事業者K社、処理委託を受けた産業廃棄物処理業者S社 種類：混合 25.7 m³</p>	F170
2013. 7. 19	<p>県東部健康福祉センターが、2013年5月8日に受取保留となっていた指導票を改めてC者に手交。</p> <p>県東部健康福祉センターが、C者に対し、同社による⑥区域の現場の残置廃棄物の撤去について、一定の条件を付した上で、自社利用計画に同意する旨を伝えた。</p>	F177
2014. 1. 9	<p>県東部健康福祉センターが、K社に指導。</p> <p>K社：グラウンド造成予定地の工事規模が変わった等の理由で廃棄物撤去が進んでいない旨を申し立てた。</p>	F181
2014. 2. 21	<p>県東部健康福祉センターが、C者に指導。</p> <p>C者：元々は前土地所有者A社の廃棄物であり、廃棄物を放置しているものを差し置いて当社に指導するのが納得いかない。</p>	F182
2017. 1. 20	<p>県東部健康福祉センターが、C者らに対し、埋め立てたがれき類の撤去に関する指導票を交付。</p> <p>C者：埋まっている廃棄物は必ず処理することを約束する。</p>	F218
2018. 1. 26	<p>県東部健康福祉センターが、C者らに対し、埋め立てたがれき類の撤去に関する指導票を交付。</p> <p>C者：未だに廃棄物が埋まっていることは承知している。過去に埋まっている車など一部を撤去したこともある。来年末くらいには、</p>	F229

	撤去作業に着手できると思う。	
2019. 3. 8	<p>県東部健康福祉センターが、C者らに対し、埋め立てたがれき類の撤去に関する指導票を交付。</p> <p>C者：昨年も指導を受けたことは覚えており、撤去しなければならないことも分かっている。埋まっている廃棄物は、今後撤去するので待つほしい。現場の奥で行っている建物の工事が遅れているので、撤去作業は早くても来年2020年になると思う。</p>	F239
2020. 3. 12	<p>県東部健康福祉センターが、C者らに対し、埋立てたがれき類の撤去に関する指導票を交付。</p> <p>C者：伊豆山に埋まっている廃棄物は当社の責任で撤去する。作業着手前には県に報告する。</p>	F248
2020. 6. 19	<p>県東部健康福祉センターが、C者に指導。</p> <p>C者：別の工事があるため、廃棄物撤去は当面行わない。いつか必ず撤去作業は行うので、待っていてほしい。</p>	F252
2020. 8. 1 ～ 2021. 2. 7	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>特に変化なし。(同センターが廃棄物撤去状況の確認のため、2021年2月7日まで6回(うち委託民間業者4回)現地調査。特に変化なし)</p>	F253 ～ F258
2021. 4. 14	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。K社から聴取。</p> <p>K社：C者が建設中の建物の工事が一段落したら廃棄物の撤去ができるのではないか。</p>	F259
2021. 6. 30	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>特に変化なし。(写真4)</p>	F260

※今後も、C者に対し、廃棄物の撤去を指導していく。

今後、土木の専門家等の意見を踏まえて、土砂の崩壊に伴って廃棄物の飛散・流出のおそれがあると認められる場合は、措置命令の発出を検討する。

⑥区域 産業廃棄物



市の通報に基づき県廃棄物リサイクル課（県東部健康福祉センター廃棄物課）が本件を認知した。県東部健康福祉センターが、⑥現場にがれき類及び繊維くずが山積みになっている状況を確認。排出元は社員寮解体工事現場（日金町）と判明した。

写真-1 2009年2月5日撮影 県東部健康福祉センター現地調査（公表ファイルF-004、F-005）

⑥区域 産業廃棄物



県東部健康福祉センターによる現地調査。
重機を操縦した作業員が、がれきの分別・破碎作業を行っていた。
以前と比べてがれきの山は幾分か減少し、代わりに碎石、鉄筋の山が大きくなっていた。

⑥区域 産業廃棄物

伊豆山がれき置き場入り口



奥から



県東部健康福祉センターが、⑥現場の廃棄物が埋立てられ、整地されている状況を確認した。

⑥区域 産業廃棄物



特に変化なし。

令和 3 年 10 月 18 日

⑦区域 熱海市逢初川源頭部南西側隣接地の土砂投棄

1 概要

- ① 2021 年 6 月、盛土箇所の南西側の C 者所有地に隣接して、土砂投棄がされていることが判明した。
- ② 当該土砂投棄は、市への伐採届(森林法第 10 条の 8 第 1 項)が未提出である。
- ③ あわせて、県土採取等規制条例に違反し、又は宅地造成等規制法に抵触する行為である。追加の調査の上、法令違反の是正等について、現土地所有者を指導していく。



関係者一覧

関係者	関係者の説明
C 者	現土地所有者
O 者	C 者代理人
W 社	土砂投棄の施工者

2 経緯

日付	内容	引用文書
2011. 2. 25	現土地所有者 C 者が、土地を取得。	登記情報
2021. 6. 11	市は、市民から、土砂運搬車両の通行に係る通報を受ける。	G006
2021. 6. 15	市は、現場を確認し、土砂が盛りこぼされている状況を確認し、作業の中止を指導。市は、情報共有のため、県東部農林事務所に現地状況を報告。	G001 G006

2021. 6. 16	市は、県熱海土木事務所へ、伊豆山地内の逢初川上流付近の土砂投棄現場について情報提供した。	G002
2021. 6. 18	市は、C者から事情聴取。	G006
2021. 6. 23	市は、C者に対し、市風致地区条例（12条）及び県土採取等規制条例（13条）に基づく報告を求める指導書を発出。 （提出期限 2021. 7. 8） また、市は、森林法 10 条の 8 第 1 項の違反（無届伐採）に対する 嚴重注意と今後の法令遵守について指導書を発出。	G003 G004 G005 G006
2021. 6. 24	県東部農林事務所は、市から 6 月 18 日に行った事業者への事情聴取の結果について聞き取りを行い、今後の対応について確認。	G003
2021. 7. 12	市は、C者から報告書等の作成を頼まれたC者の代理人O者（施工者W社）から市風致地区条例（12条）及び県土採取等規制条例（13条）に基づく報告書の作成と森林法 10 条の 8 第 1 項の違反に係る顛末書の作成について相談を受けた。	
2021. 7. 13	市は、森林法 10 条の 8 第 1 項の違反に係る顛末書作成の指導に際し、県東部農林事務所に同席を依頼。	G005
2021. 7. 20	市は、C者の代理人O者に対し、市風致地区条例、県土採取等規制条例及び森林法関連通知に基づき、次の点について伝達。（県東部農林事務所同席） ・ 2016 年に緊急伐採届が出されているが、その中でも植栽する旨、記載されている。グラウンドではない。その履行（植栽）も終わっていない段階で、次期計画（今回の土砂投棄）を進めるのは、市として認められない。 ・ 土砂投棄は無届で行われているので、代伐届と顛末書を提出すること。 ・ 2017 年 7 月 24 日に提出された緊急伐採届の「理由及び経過書」を踏まえた市の伐採跡地への造林指導に従い、緊急伐採箇所へ植栽を行うこと。 ・ 土砂投棄、太陽光発電施設、緊急伐採箇所が一体の開発であるとして（見なされ）、一体で形質変更面積が 1ha を超えていれば、林地開発違反となる可能性がある。（注 1）	G006
2021. 7. 21	提出期限（2021. 7. 8）を過ぎても報告書の提出がないため、市は、C者に対し、市風致地区条例（12条）及び県土採取等規制条例（13条）に基づく報告を求める依頼文と森林法 10 条の 8 第 1 項の違反（無届伐採）に係る顛末書の提出を求める指導書を再度発出。（提出期限は 2021. 8. 3 であったが、期限までに提出はなかった。）	熱海市情報

2021. 8. 13	C者が、市に対し、市風致地区条例（12条）及び県土採取等規制条例（13条）に基づく報告（※市に聞き取り）と森林法10条の8第1項の違反に係る顛末書等を提出。	G007
2021. 9～	県は、森林法、廃棄物処理法に照らし、問題が無いか調査中。	

（注1）②③⑦が同一土地所有者に関連する行為のため、⑦の土砂投棄による森林法違反を踏まえ、県・市は、全体として、林地開発許可違反等に関し、行為の適否について調査中。

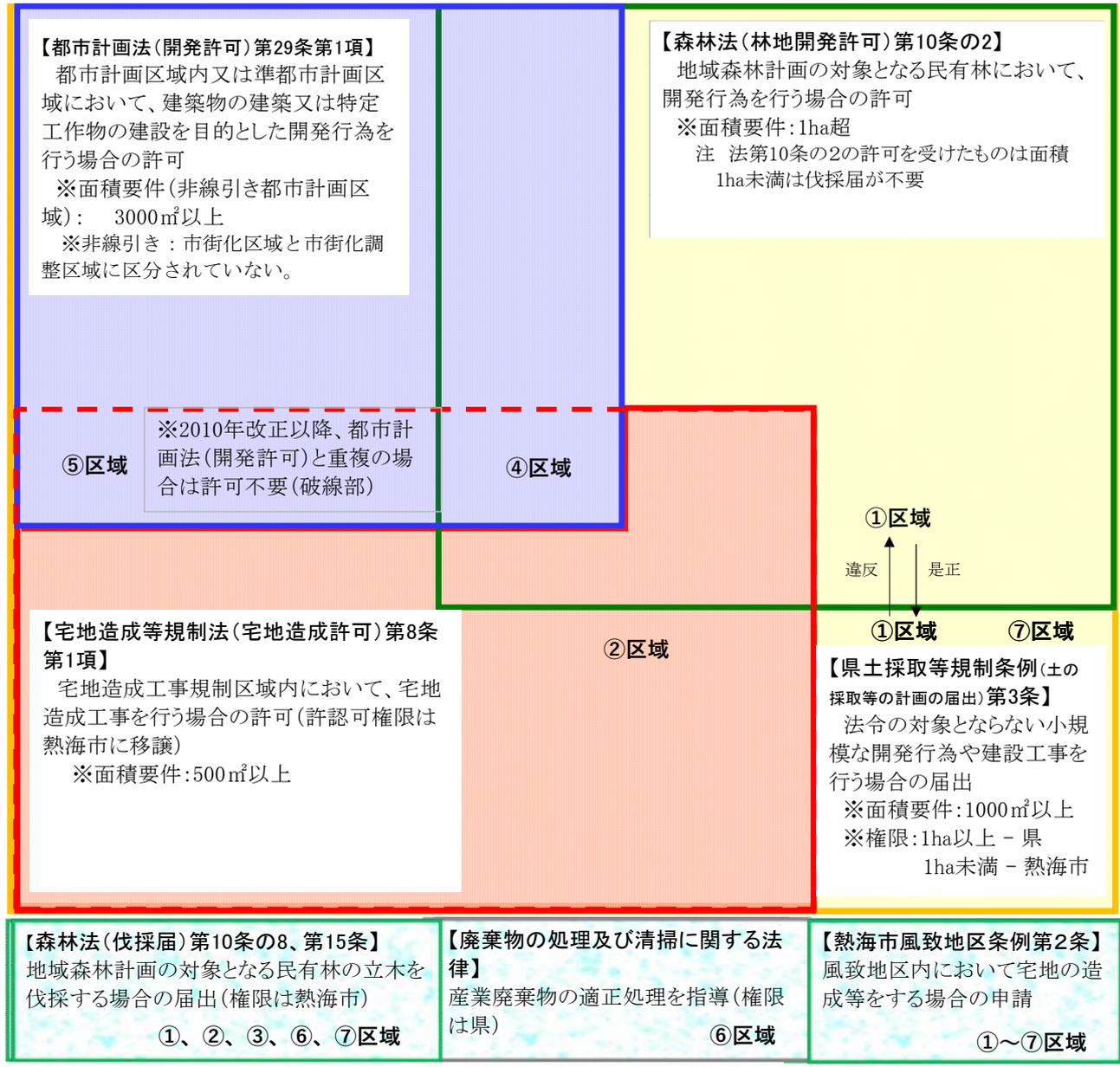
※宅地造成等規制法の許可に基づく造成事業については継続中（写真2（2021. 8. 26））

当初許可した工期限について、N社から工期延長届が提出され、工期延長を4回行っているが、2020年12月31日で工期が期限切れとなっている。

市が、N社に対して、工期延長届の提出を指導中。（熱海市情報）

盛土造成関係法令相関図（熱海市の場合）

盛土造成行為に係る法令



* 森林法伐採届、廃掃法に基づく産廃指導、市風致条例の許可は盛土造成行為の有無に係わらない規制である。

用 例	時系列概要版
①区域	(熱海市逢初川)源頭部の盛土
②区域	(熱海市逢初川)源頭部付近の太陽光発電施設
③区域	(熱海市逢初川)源頭部南西側隣接地の緊急伐採
④区域	(熱海市逢初川)源頭部北側隣接地の宅地造成 1
⑤区域	(熱海市逢初川)源頭部北東側隣接地の宅地造成 2
⑥区域	(熱海市逢初川)源頭部北西側の産業廃棄物
⑦区域	(熱海市逢初川)源頭部南西側隣接地の土砂投棄

関係法令抜粋

●静岡県土採取等規制条例

(土の採取等の計画の届出)

第 3 条 土の採取等を行おうとする者は、当該土の採取等に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該土の採取等を行う場所ごとに、土の採取等の計画を定め、知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために土の採取等を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。(以下、略)

(変更の届出)

第 4 条 前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から 10 日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前条第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同条第 2 項第 3 号から第 9 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の 15 日前までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更の勧告)

第 5 条 知事は、第 3 条第 1 項若しくは第 3 項又は前条第 2 項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る土の採取等に伴い、土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該土の採取等の計画の全部又は一部の変更を勧告することができる。

(措置命令)

第 6 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで土の採取等を行つているときその他土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、期限を定めて、当該土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害を防止するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(停止命令)

第 7 条 知事は、土の採取等を行つている者が前条の規定による命令に従わないとき、又は土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、当該土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、第 3 条第 1 項の規定に違反して届出をせず、又は同項若しくは第 4 条第 2 項の規定による届出に係る第 3 条第 2 項第 3 号から第 9 号ま

でに掲げる事項の内容に違反して、土の採取等を行つている者に対し、当該土の採取等の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(完了等の届出)

第8条 第3条第1項又は第3項の届出をした者は、当該届出に係る土の採取等を完了し、又は廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

※第3条から第8条については、1ha未滿の行為は「静岡県事務処理の特例に関する条例」により、2000年4月から熱海市に権限移譲

●都市計画法

(開発行為の許可)

第二十九条 都市計画区域又は準都市計画区域内において開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあつては、当該指定都市等の長。以下この節において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる開発行為については、この限りでない。(以下、略)

(報告、勧告、援助等)

第八十条 国土交通大臣は国の機関以外の施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村又はこの法律の規定による許可、認可若しくは承認を受けた者に対し、市町村長はこの法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 市町村又は施行者は、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、都市計画の決定若しくは変更又は都市計画事業の施行の準備若しくは施行のため、それぞれ都市計画又は都市計画事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

(監督処分等)

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は**工事その他の行為の停止を命じ**、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

●森林法

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において**開発行為**(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、**都道府県知事の許可を受けなければならない**。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。(以下、略)

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。(以下、略)

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第十条の九 (略)

2 (略)

3 市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行つている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従つて伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。(以下、略)

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

第十五条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林につき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならない。

●宅地造成等規制法

(宅地造成に関する工事の許可)

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事に

については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容(同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。(以下、略)

(工事完了の検査)

第十三条 (略)

2 都道府県知事は、前項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していると認めた場合においては、国土交通省令で定める様式の検査済証を第八条第一項本文の許可を受けた者に交付しなければならない。

(立入検査)

第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。(以下、略)
※第8条、13条、18条については、「静岡県事務処理の特例に関する条例」により、2006年4月から熱海市に権限移譲

●行政手続法

(弁明の機会の付与の方式)

第二十九条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたとときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。(以下、略)

第三十条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。(以下、略)

第三者による検証

逢初川土石流の発生原因調査検証委員会 (2021.9.7発足)

学識者3名で構成、2022年3月末までに報告書取りまとめ予定

行政対応検証委員会 (案) ※

弁護士2名、学識者2名で構成

年内に第1回開催、年度内に取りまとめる予定
事務局：2名（県・市職員以外の者）

※静岡県の内部検証及び熱海市の内部検証の内容を資料として用いて検証（2021年12月に設置予定）

外部の知

逢初川土石流災害原因究明体制

技術専門家による指導・助言

【発生原因究明作業チーム】

- ・ 土地改変行為の妥当性検証
- ・ 基礎データ(地質等)の収集
- ・ 発生メカニズムの解明 等

難波副知事
県交通基盤部
交通基盤部理事
河川砂防局長
砂防課長
建設政策課(未来まちづくり室長)

発生原因調査報告書を作成

法律家等による指導・助言

【行政手続き確認作業チーム】

- ・ 土地改変行為者の届出
- ・ 対応の経緯資料整理
- ・ 行政側の対応等の資料整理

難波副知事
県交通基盤部
交通基盤部理事
都市局長
土地対策課長
熱海土木事務所長
県経済産業部
森林・林業局長
森林保全課長
県くらし・環境部
廃棄物リサイクル課長
建築安全推進課長

【内部検証チーム】
難波副知事
法務文書課等

熱海市内部検証

途中経過、報告書等

法務文書課が対応

公開内容の説明

資料情報開示

資料 8

広く情報提供を呼びかけ

写真・映像・記事等